

本日の会議に付した事件

第1回山元町議会定例会（第2日目）

平成20年 3月11日（火）午前10時

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐 隆君）おはようございます。これから、平成20年第1回山元町議会定例会第2日目の会議を開きます。

議 長（岩佐 隆君）本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（岩佐 隆君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定により、3番伊藤隆幸君、4番島田敬二君を指名します。

議 長（岩佐 隆君）これから議長諸報告を行います。

一般質問通告書の受理。佐藤智之君他9人の議員から一般質問の通告を受理したのでその一覧表を配布しております。

議 長（岩佐 隆君）以上で議長諸報告を終わります。

議 長（岩佐 隆君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例93番により質問は40分以内とし、同先例95番により通告順に発言を許します。なお、質問、答弁は簡明にされるようお願いいたします。

7番佐藤智之君の質問を許します。佐藤智之君、登壇願います。

7番（佐藤智之君）はい。

私は平成20年第1回議会定例会におきまして、次の2件について町長に一般質問をいたすものであります。その1件目は、防災対策の整備、拡充についてであります。近い将来高い確率で発生が予測される宮城県沖を震源とする震災に備え、その防災対策の拡充について以下5項目について伺います。その1点目は、今回の町長説明要旨で発表された災害対策の中で、地震災害に備え避難所の備蓄品の計画的な整備を推進するとなっておりますが、万一に備えての避難所の備蓄品の現状の整備状況について、2点目に今後備蓄品の整備を進める具体的なタイムスケジュールについて、3点目は避難所生活で

最大の問題点は何か、人間の5感、いわゆる視覚、聴覚、臭覚、味覚、触覚の中で1番敏感に感じるのは臭覚、鼻の感覚といわれています。これは震災直後、救護活動に現地を訪れた人の真っ先に受ける感覚は臭いだったそうであり、つまり、避難所での排泄物の臭いであり、このトイレの設置確保がポイントであり、避難所生活での最大の課題であるといわれております。この簡易トイレの確保と整備について。4点目には、いざ災害時に際し、自力で避難できない高齢者や障がい者等の要援護者の情報把握と支援体制の整備について。5点目は、住宅の耐震化の促進の現状と今後の対策について伺います。

第2件目は、若者の定住対策と地域活性化についてですが、若者の定住対策や町営住宅の建て替えについては、議会においてしばしば一般質問等でその推進、促進が指摘され、叫ばれてから久しいわけですが、今回町長説明要旨の中で定住促進と地域活性化を図るため、定住促進対策事業に取り組んでまいりますと述べられてますが、以下4項目について伺います。その1点目は、新築住宅あるいは中古住宅を取得する新婚世帯や子育て世帯、新規転入者の住宅取得経費助成の内容と今後の見通しについて伺います。第2点目は、賃貸住宅を建設供給する民間事業者への助成その内容について。3点目は、現在の町営住宅は大半が耐用年数が過ぎ、また耐震上からも問題があるといわれておりますが、その建て替えが待たれるわけであり、町の行政改革プランの中においても、若者向け住宅を含む町営住宅建設計画は21年度に建設予定であるが、今後の財政状況や近隣の社会情勢の変化に対応しながら建設に向け検討するとなっておりますが、今後町営住宅の建て替えのタイムスケジュールについて伺います。4点目は、定年退職者等による本町へのUターン定住の対策について、いわゆる団塊の世代の大量の定年退職者の中に、あるいは本県出身者による我がふるさと山元町に戻って住んでもらえるよう、いわゆるUターン定住を進める対策について。これも行政改革プランの中で優遇措置の検討として、例えば園芸施設の維持、発展策として新規参入者やUターン就農者などの受け入れについても独自の補助制度など優遇措置を検討するとなっておりますが、一般定住促進対策事業に取り組んでまいりますといわれておりますが、地域活性化は企業誘致とあわせ定住促進対策が最大のキーポイントだと思いますが、これについても町長の所見を伺うものであります。以上でございます。

議長(岩佐 隆君)町長、大條修也君登壇願います。

町長(大條修也君)はい。

それでは、ただ今佐藤智之議員からご質問がありました件につき、順を追ってご質問にお答えいたします。

防災対策の整備、拡充についてお答えいたします。昭和53年6月12日に発生した宮城県沖地震から、今年で30年を経過しようとしております。この間、関係機関の地震発生長期評価では、今後、30年以内に99パーセントの非常に高い確率で宮城県沖地震が再発すると予測されております。町では、これらに備え、町内全行政区に自主防災会を組織するとともに、これら単位防災会の連絡調整を図ることを目的とし、山元町自主防災会連絡会を設立、総合防災訓練への積極的な参加や、災害被災地の視察、防災講演会の開催など、町民の防災に対する意識の高揚を図ってまいったところであります。

さて、ご質問がありました避難所への備蓄状況並びに今後の備蓄計画についてであります。現在、町が指定する指定避難所に対し災害用備蓄毛布を配備しており、平成18年度・平成19年度の2か年をもって配備完了しております。

備蓄数にあつては、宮城県が策定する第3次地震被害想定による山元町における短期避難者を基本としており、いざ有事の際はこれらをもって対応することで考えております。

また、今後の備蓄計画につきましては食料品等の備蓄を検討しておりますが、これら備蓄食料については、賞味期限の到来により大量の廃棄が必然となり、更には、新潟県中越地震の際、避難所運営にあたった方々の意見を総括しますと、流通備蓄が最も有効で効果的との意見が大方でありますことから、本町といたしましても、みやぎ生活協同組合と応急生活物資供給等の協力について協定を結んでおります。これら流通備蓄を主軸とした避難所運営を考えております。

続きまして、避難所におけるトイレなどのし尿処理対策についてであります。トイレ用水の確保が困難な場合や、下水道施設の破損等により水洗便所の使用できない場合を想定し、一昨年、亘理郡内のレンタル機材会社に対し、有事の際、速やかに仮設トイレ等の設置を要請し、優先して設置いただくことでの覚書を締結しております。

また、他地方公共団体との協力体制を整備するとともに、し尿を一時的に貯留する対応や下水道管の直接利用、し尿貯留施設の設置等について今後も検討してまいりたいと考えております。

次に、災害時に自力で避難できない高齢者や障がい者など、いわゆる災害時要援護者の情報把握と支援体制の整備についてであります。要援護者として想定される高齢者や障がい者等の情報は、あくまで個人情報でありますことから、法的に守秘義務を有する民生児童委員を通じ、日頃からの訪問や相談支援活動を通じ「災害時一人も見逃さない運動」として、情報収集にあたっているところであり、今後においても、これら要援護者の情報の集約と確認体制の整備を実施してまいりたいと考えております。

また、個人情報保護法に照らし情報の共有化に関するルールづくりを進めるとともに、実際の支援活動に従事する各地区の自主防災組織と協議をしながら、安否確認の方法や避難誘導策等について具体的に示した「(仮)災害時要支援者避難支援プラン」を早急に策定し、災害時における要援護者の支援活動を迅速かつ確実に実施できる体制の構築を図ることとしております。

続いて、一般住宅耐震化の促進と現状、そして今後の対策についてであります。昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅を対象に、宮城県では、平成16年度より耐震診断事業や改修工事助成事業等を実施いたしており、また、本町におきましても、平成16年度から木造住宅耐震診断士派遣事業や関連の補助事業を実施いたしております。

また、今後の対策については、広報誌等を活用した制度利用に関する掲載や住宅の自己診断に関するパンフレットの配布など、制度を理解いただき多くの町民に活用いただくよう周知してまいりたいと考えております。

なお、現在、今後発生のおそれのある地震を想定し「山元町地震防災マップ」を作成中

でありますことから、これらを活用し、耐震化の必要性について広く多くの町民に普及してまいりたいと考えております。

近年、全国各地で発生する自然災害は、その猛威を振るい、多くの生命と財産を一瞬にして奪うなど、大自然の驚異を改めて知らしめるところであります。これらの自然災害における災害対策の基本理念は、自らを守る自助努力と地域の力を終結し助け合う共助にあります。今後とも、町民参加型の総合防災訓練の実施や、各地区が独自に実施する防災訓練等を積極的に支援し、町民の防災に対する意識の高揚を図るとともに、町といたしましても、これまで以上に関係機関との連携確保を図り、災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に若者定住対策と地域活性化についてお答え申し上げます。ご質問の第2点目若者定住対策と地域活性化について、 をまとめてお答えいたします。

若者定住対策と地域活性化の推進については、私の公約の一つでもあり、また行財政改革プランの実施項目でもございます。その具現化にあたりましては、職員で組織する行政改革検討委員会において、具体的内容をどうするか等について、充分検討を重ね、新築住宅、中古住宅を取得した場合や賃貸住宅を建設した場合の助成制度等について「山元町定住促進事業」として取りまとめ予算提案をさせていただいたところであります。

住宅取得の助成の内容についてですが、対象及び補助の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間とし、新築住宅、中古住宅を取得する、新婚世帯、子育て世帯及び新規転入者を対象としております。助成金額については、基本補助金として新築住宅取得の場合は50万円、中古住宅取得の場合は25万円となり、新築住宅の取得の場合に限りますが、加算補助金として、若者定住の観点から、夫婦のいずれか一方が45歳未満の新婚世帯、就学前の子供を扶養している子育て世帯に対しては基本補助金に30万円加算となります。また、町内建築業者が建築した場合はさらに10万円を加算し、新築住宅と合わせて土地を取得した場合にも10万円を加算することにしており、最高で100万円の助成となります。

なお、今後の見込みについてですが、補助対象となる新築住宅の取得については、過去2か年の実績、15件程度と同程度で推移するのではないかとはいえますが、本制度が定住促進の一つの起爆剤になることを期待しているところであります。

次に の賃貸住宅を建築供給する民間事業者への助成についてですが、平成20年4月1日から平成25年3月31日までに、世帯向け賃貸住宅として、集合住宅または同一敷地内に複数の戸建て住宅を建設した民間事業者等に対し、200万円を限度として、1戸当たり25万円の補助金を交付するという内容です。

なお、定年退職者等による本町へのUターン定住の対策についてであります。只今ご説明しましたとおり、定住促進事業補助金については、新婚世帯に限らず、新規転入者が新築住宅や中古住宅を取得した場合も対象となる内容でありますので、定年退職者等のUターン定住者も本制度が該当となります。また、ゼロ予算事業として、空き家、空き地等の情報提供事業も平成20年4月から併せて実施いたしますので、山元町ホームページに加え、県ホームページの移住・交流情報サイトを活用する等により、Uターン定住対策に

限らず、IターンやJターン定住の方々も視野に入れ、定住促進並びに地域の活性化に取り組んでいきたいと考えておりますのでご理解願います。

次にご質問の3点目町営住宅の今後の建て替えのタイムスケジュールについてにお答えします。議員ご存じのとおり本町における町営住宅は、町内5か所にあり合戦原住宅、平成9年度建設以外は建築後相当の年数も経過しております。平成13年度に建て替え等も視野に入れながら住宅マスタープランを作成いたしました。現在の財政状況等から厳しい状況が続くものと見込まれることから建て替えの時期等については、引き続き検討を要するものと考えております。現在住宅管理者として屋根の軽量化等の改築や部分修理等を行い維持管理に努めております。また、現在の建物の状況を把握するため一般耐震診断を実施いたしております。成果等についてはまだであります。管理上の参考資料にと考えております。なお、お住まいになっております方がたにご不便をかけないよう、なお一層管理に努めてまいりますのでご理解をいただきたいと思っております。以上、回答といたします。

7番（佐藤智之君）はい。ただ今、町長から縷々答弁がありましたが、再質問をさせていただきます。まず、避難所の備蓄品ですが、先ほどのご答弁で毛布というご説明だったんですが、毛布だけなのか、いわゆる寝具一式を含めた意味での毛布なのか、あるいは備蓄品の内容といわれるものは毛布だけ、これ全国統一の状況なのか、まずこのへんを確認したいと思っております。

総務課長（齋藤邦久君）はい。現在9か所の避難所がございますけれども、小中学校7か所、それから合戦原の老人憩いの家、あと保健センター、9か所ございます。そこに災害用毛布ということで真空パックされております毛布、これが540個、それぞれ50個と100個の箇所が2か所ございますけれども、540個。各避難所には今のところはそれだけで、町として用意しておりますのは発電機、投光機、それから救助工具セット、ブルーシート、これらは町の倉庫の方に備蓄というか用意されております。以上でございます。

7番（佐藤智之君）はい。それとあの、例えば避難が長引いた場合、中には赤ちゃんとか小さな子供、いわゆる乳幼児、そういったミルクとか紙おむつ、このへんは備蓄の対象とならないのか。それはどの時点で顧慮されるものなのか。

総務課長（齋藤邦久君）はい。災害時には緊急物資ということで、12時間以内、24時間以内、48時間以内というふうに3段階のなかで、今議員さんがご質問された緊急物資、等々につきましてはみやぎ生協と物資の協定を結んでおります。で、12時間以内に町が必要とする物資の避難所への提供、その中に今のところリストにあがってる部分におきましては、おにぎり、バナナ、それから2リットルの水入りのペットボトル、それから菓子パン各種、カップラーメン、それからおかずの缶詰め、スナック類等々でございます。それらについて、町の方で今おっしゃられましたようなミルクとか要望があれば、それらに追加するような形になっております。以上です。

7番（佐藤智之君）はい。それと指定避難所9か所というご答弁でありました。9か所で収容人員は何人くらい可能なのか。

総務課長（齋藤邦久君）はい。ご存じのように学校でございます。それから老人憩いの家、保健セ

ンターでございます。その収容場所、学校を教室を使うか屋体を使うか、その避難の数によって応急的に対応したい。ですから人数は、議員さん方の頭の中にあるかと思えますけれど、最低といえますか1000以上は十分に対応できるものと思えます。1か所100人以上は対応できるものと思えます。

7番（佐藤智之君）はい。1か所1000人程度で9か所、単純計算で9000人か1,000人は可能であると、こう捉えてよろしいのでしょうか。

総務課長（齋藤邦久君）はい。とりあえず応急避難ということですので、1,000人程度ということでご了解いただきたいと思います。以上です。

7番（佐藤智之君）はい。トイレの確保でございますが、簡易トイレについては一応その確保が道筋をつけていると。これは当然避難が始まって、特に急がれる内容でございますけれども、これは即対応が可能なのかどうか。

総務課長（齋藤邦久君）はい。確かにトイレ等については、大変重要な項目だと思っております。町としましては、トイレ等の機材のレンタルといえますが、これについては郡内の、巨理郡内の3か所のレンタル会社と協定を結んでおります。その協定の中身でございますけれども、トイレ以外にも結んでおりますけれども簡易水洗トイレ、全部で21個。男子用トイレが7、女子トイレが14。トイレにつきましては以上でございます。これはよくあの簡易トイレということで、皆さまご存じのように家を新築する場合に、こう水洗等の下のバケツがあるというトイレということでございますが、そのほかに今はもっと簡単な簡易トイレというか、非常に周りをこう囲いましてですね、どうしてもあのトイレといえますはかなりの人数の部分トイレで処理するということは難しいという部分がもしありましたら、今後町としまして砂を、要するに猫とか犬とかいうことで砂にトイレをしてそれを吸収力の多い砂ということでございますので、それを焼却できるという、非常に簡易なトイレが、携帯トイレということでございますけれども、そういうのがございます。応じて小中学校のトイレ施設というがございますけれども、それで当然間に合わないという場合には、今いったようなレンタルと携帯トイレというような形で、携帯トイレは今ないんですけれども、他の町村等では携帯トイレも整備している部分もございますので、今後はこの携帯トイレ、各施設のトイレで間に合わないという事態が生じた場合の緊急用として、これらも手配の中に整備していくことも必要ということを申し添えます。

7番（佐藤智之君）はい。次に の、災害時に自力で避難できない高齢者、障がい者等の把握について今進められているとの答弁でした。この対象者ですね、だいたい何人くらいいらっしゃるものなのか、もし把握しているのであればお聞かせいただきたい。

保健福祉課長（島田定一君）はい。要援護者の対象ということでございますけれども、高齢者の1人暮らし、2人暮らし、あと障がい者ということでだいたい1,000人くらいかなと見ております。以上でございます。

7番（佐藤智之君）はい。この把握に当たって個人情報の取扱い等々絡んでくる場合も想定されると、そういうことでこのへんの問題点などありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

保健福祉課長（島田定一君）はい。個人情報保護法という法律ができて、プライバシーの一番

の懸案事項であります。それで、いま福祉サービスのために私どもは情報を持っています。で、その災害時の部分については本人の同意などを得て、それで地区の防災組織の方に情報提供をしたいと。そのガイドラインをこれから作っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

7番（佐藤智之君）はい。次に の住宅の耐震化の推進の現状、また今後の対策の推進でございますけれども、一般住宅の耐震化はどの程度町全体として進んでいるのか。また、今後の見通しはどうかについていかがでしょう。

まちづくり整備課長（庄司正一君）はい。今のご質問ですが、一般住宅の耐震化はどのくらい進んでいるのかということについては、私の方では状況把握しておりません。内容的には、山元町における住宅耐震関連事業の内容については、ご解答はできません。ということは、本町におきましては一般住宅を先ほどご説明いたしました、昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅に対する耐震関係の補助についてご説明いたしております。16年度から実施いたしております、16年度には簡易診断が15件、17年度におきましては一般診断が7件、18年度におきましては木造住宅耐震診断士派遣事業、これも同じようなやつが3件ほどありました。19年度におきましては1件というふうな状況でございます。内容につきましては、大部分が再建築あるいは補強が必要だというふうな内容のものでございます。それで、一般住宅の全戸というふうなご質問であれば、そのへん状況的に把握できてないということなので、できれば先ほどお話しした56年の5月31日以前の着工の事業の対象住宅ということでご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

7番（佐藤智之君）はい。今の一般住宅の耐震診断の件でございますけれども、非常に思ったよりも件数が少ないので、私自身びっくりしましたけれども、このへんの原因というのはある程度掴んでいるのか。なぜこんなに低いのか、これだけ地震がきますよと騒がれている中で、非常に少ない件数に終わっておりますけれどもそのへんの事情などはどのようなものなのか。

まちづくり整備課長（庄司正一君）はい。いろいろ調べておりますが、内容的には建て替えを視野にいれている方々が多いというふうなことも聞いております。56年5月31日以前となりますと、30年弱の建築年数の建物であるということから、建て替えを頭の中に入れた相談が主でございます、对象的にはそのようなお考えの方が主です。先ほどお話ししましたが診断の結果、非常に危険だというふうな方々に関しましては、補助的な事業も実施いたしております。ただし、補助の限度額が限られておりますので、そのへん建て替えするには相当の金額が必要になっております。そのへんを考えますと、やっぱり束縛されますような改築ではなく、理想的な建て替えというふうな方向に、皆さんがお決めになっているというのが状態だというふうに聞いております。以上です。

7番（佐藤智之君）はい。では次に2件目の若者の定住対策と地域活性化についてでありますけれども、1件目の新築住宅または中古住宅、先ほど町長からその数字的内容の答弁がありました、最高で1戸あたり100万円の助成を予定していると、だいたい対象人数が15件くらいの予定だといわれて、予定だそうですが、このへんのですね、せっかくのいい内容ですので、ホームページ等使った、特に町外に向けたPRを積極的に行なう

べきだろうと。そのへんの対策対応についてももう1度お聞かせいただきたいと思います。

町長（大條修也君）はい。そのへんにつきましては、これから町内、町外その他いろいろPRをしてまいります。

7番（佐藤智之君）はい。の現行の町営住宅の建て替え問題ですが、これから検討すると、こういう答弁でしたけれども、確かに財政事情が厳しい中でいろいろそのスケジュールが大変だろうと思いますけれども、これ建て替えの場合、町営住宅の建て替えの場合ですね、国の助成制度はあるのかどうか、確認したいと思います。

まちづくり整備課長（庄司正一君）はい。補助事業に関しては原則廃止になっておりますが、交付金事業といたしまして、地域住宅交付金事業、まちづくり交付金事業が対象となっております。以上です。

7番（佐藤智之君）はい。先ほど、町長の答弁の中で空家、空き地対策に触れた答弁がありましたけれども、具体的にどのような対策をなされていくのか。私も平成12年の一般質問の中で、その当時は町営住宅の入居待ちが非常に、20人前後、30人前後と多い時だったんですけど、その時の代替の案として民間住宅の空家の補助制度、補助を出して対応したらどうかと、そのときは具体的に家賃の10パーセントくらい補助してはどうかと前に提案したことはありましたけれども、具体的な回答はその当時は得られなかったわけではありますけれども、具体的に今後、この空家、空き地対策をどのように進めていかれるのか。

町長（大條修也君）はい。空家につきましても、いろいろ調査をいたしまして貸していただくというようなことをやりながら進めていきたいと思っております。

7番（佐藤智之君）はい。あの山元町の近隣の相馬あるいは新地あたりで、かなりの工業団地ができつつありますけれども、そこにお勤めされる方々の受け入れ体制として、山元町に是非、この住宅建設をしてそういった方々を山元町に是非住んでいただくと。また、その子供さんたち、家庭においてはですね、ぜひとも仙台の学校に通って教育をしたいという、そういう願望もあるようでございます。そこで、山元町の中で仙台に通動できる場所といえば坂元あるいは山下駅周辺が格好の場所ではないか。そういった中でですね、特に坂元駅周辺の開発も兼ねてそういった住宅政策を積極的に今後取り入れるべきだろうと思いますけれども、そのへんについての町長のお考え、決意はいかがでしょう。

町長（大條修也君）はい。今議員のおっしゃるとおりで、私も1年前からずっと相馬関係のIHIとかそういう企業にお勤めの方々がうちに来る場合ですね、宮城県内に住みたいということは私もよく聞いておりますので、そのへんについては何とかしたいということで検討しておりますけれども、これからもまたよく検討してまいります。

7番（佐藤智之君）はい。今回の定住促進対策、そして町長がもっとも公約の最大の眼目である企業誘致と併せて、先ほど申し上げましたように定住促進、企業誘致、これこそが地域活性化のキーポイントであると思いますけれども、改めて町長のそのへんの所見を伺いたいと思います。

町長（大條修也君）はい。企業誘致につきましてもですね、いまこの町には企業誘致する土地そのものが整備されておられませんので、これをこれから何とかしていきたいということ

からスタートしないとできない。1か所、2か所、小さいものであればできますけれども、それに全てぴったり合う業者があるかどうかということになりますとそういうわけではありませので、できれば大きい敷地で大企業、大企業までいなくても中堅企業で結構ですから来ていただければというふうに考えております。そういう意味で、まだ土地の、先般もずっと空き地回って来ましたけれども、中途半端でまず、ちょっと、中堅企業にきていただくほどの土地がない。ですから、これも将来に向かって整備しなければならない。こういうことでございます。したがって、住宅の方もそれに見合ったものを何とかしていきたいというふうに努力してまいります。

議長（岩佐 隆君）7番、佐藤智之君の質問を終わります。

議長（岩佐 隆君）11番、齋藤克夫君の質問を許します。齋藤克夫君登壇願います。

11番（齋藤克夫君）はい。私からは、大條町長の公約の1つである企業誘致について質問します。

町長も満1年を迎えます。しかし、これから3年間が勝負でございます。したがって、企業誘致を第一に挙げて、是非実現してもらいたいものだと思います。あの、河北新報に手腕点検というのがございますが、2月10日に大條町長が載りました。内容については、皆さん見ておるとお思いますので省略いたします。次が、戸花川の改修であります。これはもう実現しまして、昨日ですか、私は現場に行ってみまして、橋の取り壊しをやっておりました。これも第2の実現であります。それから、大條町長は自民党員であり、しかも企業誘致、企業の人脈、大学時代の人脈がございます。これを最大限活かしまして、企業誘致に奔走していただきたいと思っております。学生時代の同僚、それから東京都知事、前議長も同級生であります。そんなような人脈がございますので、是非まずこれを実現していただきたいと思っております。あの町長が企業誘致ということで、5つの公約をあげていますが、その中で、1つでございます企業誘致、これは先ほど智之議員が答えにもありましたけれども、最優先でやりますということですから、町長自ら東奔西走しても、これ限度がございます。したがって、ひとりでは限度があります。ですから、副町長の佐藤義郎さんをトップにいたしまして、企業誘致のプロジェクトを作ってはどうかというのが私の質問であります。そういうことで、トップダウンといいますが、町長の実力を発揮するにはそのプロジェクトチームを作って真剣に取り組んでもらいたいと思っております。

次に、特命、何と申しますかね、島 耕作のねドラマに、映画になったんですが、特命課長というのがありますが、そういう人事を十分、今でも職員のやる気のある者を特命にして十分取り組んでももらいたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐 隆君）町長、大條修也君登壇願います。

町長（大條修也君）はい。ただいま齋藤克夫議員からご質問いただいたことにつきましてお答え申し上げます。

企業誘致は私の公約の重点政策のひとつであります。企業誘致は、町民の就労の場と生活の拠り所を確保し、地域の文化的・経済的活性化に結びつくとともに、町の行財政の基盤強化にも資するものであると考えます。

また、近年顕著となっている人口の減少、とくに若年層の流出や生活環境の整備など、

様々な問題とも密接に関連するものでもあります。

このことから企業誘致は、単に商工業振興策にとどまらず、総合的な地域振興策、すなわちまちづくり事業の重要施策と位置づけるべきものと考えます。

現在、わが町では産業振興課に担当部局を置き、宮城県の誘致対策とも連携しながら企業への働きかけや情報収集などに取り組んでいるところでありますが、今後は総合的なまちづくりの観点から取り組んでいくために、組織改革や人的配置の見直しを行い、より積極的かつ能動的に事務事業を執行することが可能な体制づくりを図ってまいります。

また、ご提言のありましたプロジェクトチームにつきましても、人事配置や組織見直しの検討が必要であり、現在進めております行財政改革の中で十分に議論してまいりたいと考えます。以上、回答といたします。

- 11番（齋藤克夫君）はい。あの四国にですね、須崎市というのがあります。ちょうど四国高知県の中央で太平洋に面したところでございますが、その須崎市のエムセテックの高知工場というのがございます。そこが、前に松下電子工場の跡地でそこにちょうど運良くそこが撤退しましたんで、そこに今エムセテックがあるそうでございます。そこに、先ほど須崎市の担当課に伺いましたところ、企画課で担当している、須崎の場合ですね、もちろんその市長も真剣になって企業誘致に取り込んでおると。ちょうど大條町長と同じだと思います。したがって、今太陽ニュータウンの木南工場長でございます、今は。前は戸板工場長でしたけれども、当時は副工場長だったんですけど今は工場長になっているそうでございます。その人が今、須崎におったんです、当時ね。それで、彼から聞いた話では市長が真剣になって取り組んでいると、もちろん日暮里のエムセテックの本社にも日参していると、日参ってというのは大げさなんです、1か月あるいは月に2回くらいは上京したときに寄ってくれと、そう熱心なんで、その企画課で担当しておりまして、その用地解決から苦情、行政で全部支援しているんだということでございます。したがって、あの今言いました現工場の中でなくて、第2の工場を今作ったそうです、作る予定だそうです。それは5万平米、ということで、その5万平米は全部あの用地解決したそうです。それは全部職員が真剣になって取り組んでいるということでございます。その工場は、須崎市の裏の内という場所だそうです。それからいまひとつ、須崎市で非常に全国的にモデルということでございますが、環境庁と経済産業省の最終ごみの処分場に太陽熱を利用した発電装置をしまして、それを利用して。それは、国の2分の1の補助でやったそうでございます。そういうことで、町長の決意のほどを伺います。

- 町長（大條修也君）はい。企業誘致の問題でございますが、昨年からいろいろと動いておるわけです。その中で1番、エムセテックさんを気にしておったんですが、幸いにも今年の正月の7日に社長、エムセテックの社長が時間があるということでございまして参りました。社長は30分しか人と会っても話さないよということを最初から言われて行ったんですが、私を信用していただいたせいか1時間ちょっと、秘書の方が出かける準備の肩をたたいても、私と話をしたということで、たいへん私にとっては私の心情を受け止めていただいたかという気持ちであります。その他、この今ある、町内に

ある企業に対しても増設の折りにはということである。いろいろ土地の問題、いろいろお話しをしております。こういう経済情勢ですから、そうすぐには回答はでないと思えますけれども、いずれ景気がよくなってくれば皆さんここに定着していただけるのではないかなという気持ちで、今後も努力してまいります。以上でございます。

11番（齋藤克夫君）はい。いま伺いましてですね、町長の決意のほどを伺いましたんで、あの先ほど町長が同僚議員の質問に答えて、新規企業誘致というのは非常に難しいと思えます。もちろんその増設といいますか、その適地もございませんので、町内にいま既存の企業がございまして。それを何とか支援してですね、町内の今現在ある企業でも、私が聞いた限りでは拡張しようというのがぼつぼつ出ております。それも町長の決意でなんとか支援していただき、努力、職員をハっぱかけましてですね、職員の尻を叩いて真剣になって取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

町長（大條修也君）はい。おっしゃられたとおり、真剣に戦ってまいります。よろしくお願ひいたします。

議長（岩佐 隆君）11番、齋藤克夫君の質問を終わります。

議長（岩佐 隆君）この際、暫時休憩します。

午前11時 3分 休憩

午前11時15分 再開

議長（岩佐 隆君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐 隆君）10番、佐山富崇君の質問を許します。佐山富崇君登壇願ひします。

10番（佐山富崇君）はい。平成20年第1回定例議会の一般質問をさせていただきます。地方交付税をはじめとして国庫補助金、負担金の減額も大きくかつ地方における景気低迷によって税収の落ち込みなど、厳しい財源難をきたしているのが本町の現況かと思っております。さらには、公債費の高水準、人件費及び少子高齢化による社会保障関係費の増大など、本町の財政運営は硬直化しつつあると断言しても差し支えなきものと思っております。こうした状況下の元で、町長も公約の具現化を求められ、相当苦慮なされておられるというふうに推察をいたしております。このような財源難の現時点において、まちづくりの重心をどこにおくかというのは非常に大切また重要なことであると認識をいたすものでございます。私は、何々を建設するとか、あるいは補助金を出すとかの直接経費を要するハード面での町政の進展、推進から町民、住民の皆さまとの参加を求めつつ、心の面、精神面の充実、安定を実感させるソフト面での町政発展振興に取り組むべきときと思っております。大條町長は、マニフェストで協働のまちづくりを掲げておられます。また、今般の提案理由説明でも開かれた町政を推進し、情報公開と説明責任の徹底が重要であると述べられました。また、町民の皆さまが関心を持つ問題はもちろんのこと、まちづくりや日常生活に関わる身近な問題について適宜、的確に情報を発信してまいる所存であると述べられました。それならば、なぜに各種団体のご出席してのご挨拶が少ないのかという疑問は残りましたが、誠に大事なことであります。

非常に重要なことと拝聴いたし、かつ大きく賛同いたすものでございます。ソフト面での町政、まちづくりの充実の観点からいえば、内部改革、内面重視から出発すべきであろうと思っております。住民意識の高揚を図り、参加意識の充実、実感、体系作りを進め地域のありよう、地域づくりから進めなければならないと思います。さらに突き詰めれば、地域づくりは人づくりに行き着くのかなと思っております。その前段としての環境づくりとして私は今般女性の社会参画の件と子供を健やかに育てる面から一般質問をさせていただきます。

女性の社会参画の件につきましては、平成11年第4回議会で男女共生社会実現に向けて、さらには平成14年第3回議会において本町の女性の社会参画への取り組み状況と各種審議会委員会における女性委員の状況をお尋ねいたしておるところでございます。平成11年第4回議会には、男女雇用機会均等法の罰則の伴う義務の強化改正と労働基本法の女子保護規定撤廃を受けての男女共同参画社会基本法施行令、共生社会実現の重要性の観点からの質問でありました。また、平成14年第3回議会では、平成11年からの取り組み状況及びその進展度合を当時の森町長に質問したものであります。その後あれから6年を経過いたしております。森町政が大條町政に変わられたわけでありました。男女共生社会の重要性について、町長のご認識と推進方策をお伺いいたします。

2件目は、子供たちの健全育成についてお伺いします。家庭及び地域社会の教育力が劣化している、落ちているといわれてから久しいものがあります。子供の健全育成のためには、地域社会の教育力の回復及び向上、強化がいかに大切であるかは、論を待たないのではないのでしょうか。私は、平成14年第4回議会定例会での一般質問で、言い尽くされた言葉ではあるが、まちづくりは地域づくり、地域づくりは人づくり、人づくりは教育にあると強調し、子供を誉め、町民、住民を讃える方策を考えよと訴えました。当時の森町長は、町当局、教育委員会、学校現場と十分話し合い検討すると答弁、同じく佐々木教育長は、誉められて悪いことを重ねる子供は1人もなく、表彰されていじける児童生徒も1人もいない、それを認め励ましてやることは健全育成の要であると言い切りました。より良い表彰のあり方を町当局、学校共々考えると答弁いたしております。町長、教育長にその認識と方策についてお伺いするものであります。当然のことながら、町当局も教育委員会も継続性を踏まえてのご答弁をいただけるものと考えております。以上で、1回目の質問といたします。

議長(岩佐 隆君)町長、大條修也君登壇願います。

町長(大條修也君)はい。佐山議員のご質問にお答えいたします。佐山議員のご質問の第1点目、女性の社会参画、男女共生社会の実現についてお答え申し上げます。

男女共生社会とは、「女性も男性もひとりの人間として、性別にかかわらず、あらゆる分野で互いが対等な、良きパートナーとして参画できる社会」のことであり、性別による制約を受けず、一人ひとりの個性や能力の発揮・選択機会を確保できる社会として、その必要性・重要性については充分認識しているところであります。

本町の総合計画においても、第5章「参加と協働でつくる住民自治のまち」の中において「男女共同参画社会」として個別計画がありますが、県の取り組みなどと連携しながら、男女共生社会の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のソフト面からの子供たちの健全育成について。次代を担う子供たちの健全育成については、たいへん重要な事項と認識し、町長部局や教育長部局を問わず関係機関や地域をほぼ含め、幅広い連携により様々な施策を推進していかねばならないものと考えております。この中で青少年の非行を未然に防止し、健全育成を推進する事業として地域総ぐるみで取り組んでいるものとしたしましては、警察、少年補導員や防犯パトロール隊等で組織する山元町防犯協会が中心となり実施する地域安全運動や、保護司や更生保護女性会が中心となって実施委員会を構成し実施する社会を明るくする運動等があげられ、いずれも駅前広報を始め住民各位の参加により幅広い青少年健全育成を啓蒙、普及の呼びかけ等を展開しております。また、保健福祉施策としたしましては、学校の管理下を離れた放課後の時間帯において保護者の適切な監護を受けることのできない児童について町内3か所に放課後児童クラブを設置し、学童保育を実施するとともに、保健福祉課や各保健所において子供とその家庭に関する相談支援窓口を開設いたして対応を図っております。地域における日常的な健全育成活動においても、民生児童委員、主任児童委員が町当局との連携のもと児童虐待への対応を含めた相談支援活動を行なっているところであります。以上、回答とさせていただきます。

議長（岩佐 隆君）2件目の子供の健全育成について、教育長、横山俊二君登壇願います。

教育長（横山俊二君）はい。佐山議員からのご質問、ソフト面から子供たちの健全育成についての基本的な考え方についてお答えいたします。次代を担う子供たちの健全育成については、国民共通の願いでありたいへん重要な事項と認識しております。子供たちが安全で安心して生活できるよう関係機関が相互に連携し、さまざまな施策の推進に努めていかねばならないと考えております。教育は国家社会の根幹であり、次代を担う子供たちの健全育成化については、町民全ての願いであり、町の将来反映に大きな影響を有するものと考えております。したがってその人材育成に当たっては、子供一人ひとり全て個性的な存在であり、それぞれ独自の特徴を持ち、1人として同じものはいないと言っても過言ではないと思っています。そして、全ての人の人格はその個性の上に成り立っております。子供たちの人材育成にあたっては、子供ひとりの個性的な特質を把握し、個性を尊重し1人ひとりの持つ能力を最大限に伸ばすことが極めて重要であると考えております。近年、生命を大切に作る心や思いやりの心などの倫理観や規範意識、社会性の育成等が十分でないとの指摘がなされております。このため、学校、家庭、地域が十分連携を図りながら、子供たちの豊かな人間性や社会性などを育む教育が求められております。平成20年度山元町教育基本方針として、山元町の豊かな自然と風土の中で家庭及び地域の教育力を生かし、心豊かでたくましい人間形成を掲げ、それを受けて各学校は教育目標を設定し、その具現化に向けて間もなく新年度がスタートするわけでございます。いじめのない学校、花と笑いの絶えない学校、地域の人々に声がけされる学校、子供教師も一緒に汗を流す学校など、心の教育を基盤としてさまざまな施策を通して、心豊かでたくましい人間形成に努めてまいりたいと存じております。以上、佐山崇議員からのご質問に対しましての回答といたします。

10番（佐山富崇君）はい。2回目の質問に入らせていただきます。ご認識につきまして、町長、教育長、それぞれに伺いました。2回目の質問といたしましては、現時点の、1回目の

質問でも申し上げましたが、平成11年、それから平成14年の第1件目のね、具体的に現時点の審議委員の数字、パーセンテージを伺っております。先ほども申し上げましたが、それから6年あるいは10年というふうな時間が経っているわけでありまして。それぞれの法律による法律による設置の委員会、あるいは審議会、また条例、要綱等による審議会、それから法律に基づいて配置の委員のその3つに分けてですね、それぞれの現時点での状況をまず伺いたいと思います。

町長（大條修也君）はい。この件に関しては担当課長の方から説明させます。

企画財政課長（島田忠哉君）はい。各種委員会、審議会等の女性委員の登用状況についてのお尋ねでございます。ご承知のとおり、法律に基づくところの委員会及び委員等の関係につきましては地方自治法にその根拠がございます。自治法の180条の5になりますけれども、これに基づく法に基づく委員会、これにつきましては教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員こういったものでございます。また、同法の202条の3におきまして、執行機関の附属機関としての審議委員会、こういったものも規定がございます。そうした規定に基づきます委員会、審議会等の女性委員の登用状況でございますが、まず、法180条の5に基づく委員会等の女性委員の登用状況であります。本町におきましては、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などがございます。委員総数31名うち女性委員3名、同様の割合につきましては9.7パーセントでございます。続きまして、法202条の3、これに基づきます審議会等の状況でございますが、これにつきましては公民館運営審議委員会他23ほどの審議会等がございます。このうち委員総数につきましては、256名うち女性委員61名、登用の割合につきましては23.8パーセントというふうなことでございます。なお、その他の部分でございますが、その他の部分につきましては、詳細に把握いたしておりませんので、その代表的な事例であります自治会、区長さんの登用というふうなことでお話しをさせていただきますが、区長の数が22名、うち女性区長1名、というふうなことでございます。ちなみに、県内におきます審議会等の委員の登用状況も併せてご紹介させていただきますが、県内平均としましては22パーセントでございます。うち山元町につきましては、22.3パーセントというふうなことで県内においては、中等位よりも上の登用状況にあるというふうなことを申し添えさせていただきますというふうに思います。以上でございます。

10番（佐山富崇君）はい。町長に代わって企画課長が答弁されましたが、改めて3回目の質問であります。この数字ですと14年の3月31日現在の数字より悪くなってるんですね。私が質問したところの答弁で森町長は13年2月1日付けで30パーセント以上ということで各課長に通達を出している。こういう答弁があります。そのへんのところ各課長踏まえているのか。まずお伺いします。

町長（大條修也君）はい。今のご質問なんですけど、ちょっとその以前の30パーセント以上ってというのが私、わかりませんのでお答えできません。

10番（佐山富崇君）はい。これは町長でなくて結構ですよ、企画課長なり総務課長なり、他の課長で結構です。私のお伺いしてるのは、この件につきまして。各課長に森町長は13年の2月1日で通達を出していると、30パーセント以上と。そういうふうに答弁をして

たんですよ、間違いなくね。ですから私の1回目の質問で申し上げたとおり、それぞれに調整、町当局も教育委員会も継続性をもってご対応いただきたいというふうに質問をいたしておりますので、もちろん継続性はあると思いますよ。ないと言い切る方がいるなら、そういうふうに言っていただきたい。

総務課長(齋藤邦久君)はい。ご指摘のとおり前回の平成13年度においては、30パーセントの女性登用ということで各種委員の選任等については、十分にそのことを周知しながら選任せよというふうな通達の内容というふうに認識をしております。現在においては、先ほど企画課長が説明しました22.3パーセント、これは県内平均ではあるけれど、山元町においてはそれよりももっと各種委員について女性登用についてはもう少し吟味せよというふうな内容でございます。これにつきましては、それぞれの委員会の委員の更新なり任期切れに新しい委員を選任するときに、やはり人材等についてかなり難渋をしながら選んだというふうな中で、やはり女性登用そのものの働きかけというものについては、やはりもう少し町としては努力をするというふうな部分については、議員さんご指摘のように若干足りなかったのかなというふうな気持ちも持っております。今後その気持ちをもっと腹に据えまして今後広く女性の各種委員になれるような人材の確保にもっと真剣に立ち向かっていかななくてはならないというふうに肝に銘じております。以上です。

10番(佐山富崇君)はい。わかりました。今総務課長が町長に代わって答弁をなさいました。それで結構でございますが、町長、今の総務課長が話しましたとおり女性の各種委員会委員等の登用については今後十分力を入れてまいりたいというふうに思っているかどうか、そのへんだけで結構でございますので、お尋ねをいたします。

町長(大條修也君)はい。これから女性を大いに登用してまいります。

10番(佐山富崇君)はい。わかりました。それでは次の女性の、現在の町の職員、課長、班長、班長の男女比はどうなっておりますか。そのへんをまず町長にお伺いをいたします。

町長(大條修也君)はい。細かい数字わかりませんので、課長の方から、担当課長の方からお答え申し上げます。

総務課長(齋藤邦久君)はい。今ちょっと数字、数えますので、休憩、、、

議長(岩佐 隆君) 暫時休憩します。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

議長(岩佐 隆君) 再開します。

総務課長(齋藤邦久君)はい。たいへん失礼いたしました。現在26班、班編成をしておりますが、女性の班長が9名、男子が17名ということで、34.6パーセントというふうな比率でございます。失礼いたしました。

10番(佐山富崇君)はい。年齢構成わかれば教えてください。

町長(大條修也君)はい。この件に関しましては、担当課長からお願いします。

総務課長（齋藤邦久君）はい。たいへん失礼いたしました。先ほどの9名ということで、平均年齢が56.89歳でございます。

議長（岩佐 隆君）この際、暫時休憩します。再開は午後1時とします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（岩佐 隆君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

10番（佐山富崇君）はい。たいへん私の質問がまずかったので、お詫びをしながら次の質問をさせていただきます。9名の女性班長の年齢平均56.89歳、17名の男子職員の平均年齢を伺います。

町長（大條修也君）はい。担当課長にお答えさせます。

総務課長（齋藤邦久君）はい。男性班長につきましては、平均年齢が48.3歳でございます。

10番（佐山富崇君）はい。よくわかりました。女性班長56.89歳、男性班長48.3歳ね、ということよくわかりました。そうすつとだいたい10歳までは開きありませんが、ややそれに近い開きがあるのかなというふうに思いました。この年齢の開きについて町長、いかがなお考えですか、お伺いします。

町長（大條修也君）はい。年齢差については私は特に考えておりません。

10番（佐山富崇君）はい。年齢差については、町長は特にはお考えはないというお考えをお伺いしました。私の考えはございます。先ほどの質問で町長は、今後諸々審議委員等その他で女性の社会参画を促していきたいというようなお話しをいただきました。私も素晴らしいお考えだなと思ったわけでありますが、もっとも身近に女性の参画、あるいは地位向上に資するための方策といたしまして、職員の女性登用というようなこともあろうかと思っております。もちろん個人の能力なりなんなりも一概に言えないだろうということはわかっておるつもりであります。ただ、過去に本町でも優秀な女性課長がございました。そのへんのところを踏まえて、町長、近い将来、もちろん職員の個人個人の能力や資質もございますので、必ずしも女性課長を目指すというふうなことにしないかとは思いますが、大條町長といたしまして、女性課長の登用は有り得るのかどうか、そのへんを伺いたいと思います。

町長（大條修也君）はい。女性課長として能力が適正であれば、女性課長も作ってまいります。

10番（佐山富崇君）はい。その際、もっとも資質として、女性課長の資質として大事なものは何であろうかというふうなことを町長、どのようにお考えかをお伺いをいたします。

町長（大條修也君）はい。たいへん難しい質問でございますけれども、やはり女性らしさというものを持った人がよろしいのではないかと考えております。

10番（佐山富崇君）はい。町長のお考えは十分わかりました。ただ、私の考えも述べさせていただきましたが、私は課長という立場からすれば大きな目でものごとが見える女性であって、そういう資質を持った人が班長の中から将来女性課長として登用されるべきかなというふうな考えておるところであります。それは考え方なり認識の違いもございまして、

質問とはいたしません。それでは、これも前に質問したことがあるんですが、平成14年なりに質問したことがあるんですが、農村男女参画社会推進指針というのがあります。そのへんの内容と現在の我が町のあり方はいかなものかと、どういうふうに認識なされているかを伺います。

町長（大條修也君）はい。すいません、最初のところが聞こえなかったんですが、よろしく願いします。

10番（佐山富崇君）農村男女参画社会推進指針というのがございます。その指針をどのように町では推進しているのか。それをお伺いいたします。

町長（大條修也君）はい。すいません、まだ不勉強でこれから勉強してまいります。

10番（佐山富崇君）はい。担当課長で結構でございます。

産業振興課長（齋藤忠男君）はい。ただ今のご質問でございますけれども、男女共同参画推進指針というような形でございますので、どうも農政の方に関係するのかなという形で産業振興課に答弁だと思いますけれども、ちょっとわかっている範囲といいますか私がこの推進の会議、今のところ理解はしておりません。ただ、産業振興課関係で申しますと、ちょっと人数的になりますけれども農業委員会等が1つの委員会としては持っております。それで、農業委員会のことをちょっとお話しさせていただければ、定数が17名でございます。そのうちの12名は選挙で選ばれます。後の5名の方はそれぞれの関係機関で推薦をいただいて農業委員会を構成しています。その中に、各種委員会からといいますのは、農協、共済組合、土地改良区からおのおの1名、議会のご推薦が2名がございます。それで、選挙人の方は、1名は選挙人の方から女性がでて現在おります。ですから17名のうち1名が女性委員であると。できれば、男女共同参画といいますと議会さんからも選んでいただけるのであれば反対に今のところ男性が2名ですので、今年の7月に改選がございますのでそのへんも視野に入れていただければたいへんありがたいのかなということ、質問の内容と答弁の内容がちょっと変わったかもしれませんが、それではよろしく願いいたします。

10番（佐山富崇君）はい。私は今の答弁は反論というふうに受け止めますが、お答えをこちらからいたします。17名の内公選で選ばれた女性委員がいるという産業振興課長のお話であります。議会からも選んでもらえればあんばいだがというお話しです。間違いなくその委員はその前の議会で町の議会から2人をご推薦申し上げた。それで、その後公選の委員となられたということの認識はお持ちかどうか、各課長たちもそのへんの認識はお持ちかどうか。議会といたしましては、そういう意味で、その当時枠2人、女性枠2人に2人を推薦いたしております。議会といたしましては、そういう意味で女性委員の登用には十分理解を示している議会だと私は思っております。決してそれについて答弁はいいませんが、そういうふうの認識だけはしていただきたいというふうに思っております。それから、農村男女参画社会推進指針はよくわからない、担当課長ではないというようなお話し、ではそれ企画課長かな。企画課長の方でわかるのであれば企画課長の方から答弁をいただきたい。

企画財政課長（島田忠哉君）はい。ただ今佐山議員のご質問の冒頭に、農村男女共同参画推進指針というふうなことで、農村というふうに限定したご質問であったというふうな受け止め

ます。残念ながら、それが具体的にどうなのかという分については存じ上げておりませんが、要は平成11年におきまして公布されました男女共同参画社会基本法の理念に基づく農村における男女共同参画の一層の推進といったものを趣旨としたものでなかろうかというふうに推察を申し上げるところであります。かような観点におきましては、個々の精査を、男性女性、そういった部分にこだわることなく、男女平等の社会、それを目指すものであるというふうな理解するところであります。以上でございます。

10番(佐山富崇君)はい。これは前の質問でも、前といいましても平成14年の質問でも申し上げましたが、今企画課長の認識のとおりであります。農水省で出した指針であります。それに則って、我が町の目標設定はしたのどうかつつうことを聞いてるので、そのへの認識、内容でありますので、目標設定はしてないんだらうという理解をいたします。改めて町長に男女、女性参画の社会を推進する意図が、十分、熱心な気持ちがあるのかどうかを伺って、この1件目の質問を終わりたいと思います。町長お願いします。

町長(大條修也君)はい。今後よく検討いたしまして男女の問題、しっかりと考えてまいります。

10番(佐山富崇君)はい。いや検討していただくんでは、敢えてまた質問をさせていただきます。検討ということではないと思います。男女参画社会の実現に向けて、力を入れていくお気持ちがあるかどうかをお聞きしたのでありますので、これが改めて検討なさるとなるというのでは改めて質問をせざるを得ないので、敢えてもう1度ご答弁をいただきたいと思います。

町長(大條修也君)はい。男女平等につきましては、力を入れてまいります。

10番(佐山富崇君)はい。1件目の質問を終わり、2件目に入らせていただきます。この件につきましては、先ほどご認識、方策、健全育成というような命題で出しておりましたが、内容につきましては平成14年の質問を基礎にして住民を讃え、町民を讃え、子供をいかに誉めていくかということが基本だろうと、当時の町長及び教育長の答弁を敢えて1回目の、登壇しての質問に申し述べさせていただきました。その意味から当時の佐々木教育長は、子供を誉めたり、表彰することは何ら遜色ないと、1番いいことだと、簡単に言うと。誉められて怒る奴もいないし、表彰されていじける奴もいないんだと、これは最高のものだと、子供の健全育成の要だとも言い切っておると。それから6年経つわけですね、そして当時の町長も教育長も十分検討して取り入れるかのような答弁をしているわけです。6年経っているってことは、それで時間経ってるわけですから、その後どういうふうに進展しているかをお伺いしたいです。教育長にお伺いします。

教育長(横山俊二君)はい。ご回答の前に、回答の中で佐山議員の名前を間違えましたことに対しまして、この場でお詫び申し上げたいと思います。改めて、佐山富崇議員でございます。たいへん失礼申しあげました。それでは申し上げます。普段目立たない子供、ポスターコンクール等で表彰されて全児童の前で表彰される、これを機会にこの子は発言力も増し、学習面でも頑張る姿が見られたというような現実を、私も教師生活の中で幾度か経験しているところでございます。誉めることによって子供を育てるというふうなことについては、私も佐山議員と同感でございます。先ほど申し上げましたように、教育はその子の持っている個性を伸ばす、人間形成を目指すものでございます。その子の特性、良さを認め、長所を伸ばしてやる、こんなことだろうと思います。誉められたり、表彰

されたりするというふうなことは、その子のこれからの人生にとって非常に大きな節目を作るんだらうとこんなふうに考えております。学校教育においても、子供の善行、全校児童や生徒の前で紹介したり、または表彰したり、また学校便り、町の広報誌などで広く町民に知らせておるところでございます。このことによって子供は自信を深め、ますます努力するという、たいへん大事なことだらうとそんなふうに思います。これからも誉めること、表彰、教育効果というふうなことを十分踏まえて、表彰のあり方というふうなこと町当局とも、それから学校などとも十分連携を執りながら考えてまいりたいと思います。

10番（佐山富崇君）はい。名前のことにつきましては、私もたいへん恐縮に思います。いま教育長さんから答弁をいただきましたことにつきましては、そこまでは佐々木教育長からも答弁をいただいているわけです。その後6年経っている、6年経って私の質問の趣旨を生かされて変わってきたんだと、どういう状況になったんだということを伺ってるわけです、その後をお答えいただきたいと思います。

教育長（横山俊二君）はい。申し訳ございません。その後どのように変わってきたかと、いうふうなご質問でございますので、そのことについてお答え申し上げたいと、そんなふうに思います。表彰関係ということについて、特に今のところ教育委員会としてこういうふうなということはございませんけれども、各学校それぞれの学校で学校教育活動の中で表彰する場というものを設けてやっております。さらには今度は、学校外というふうなことで手元でございます、例えば山元町連合父母教師会児童生徒の表彰規定というふうなものもございます。これらにそれぞれの学校からこういうふうな徳行児童がおりますよというようなことでの表彰。さらには県のPTAでも同じようなこと、いうふうなことで、実は山下小学校で鳩を、傷ついた鳩をそれを保護しまして、傷を治して持ち主に返したというふうなことが徳行児童というふうなことで、県のPTAの方からも表彰されております。というのが、こういうふうなPTAの広報誌にも載っているところでございます。こういうふうな形で広報もし、さらには子供の前で表彰するいうふうなことで、その子の持っている特性と言いましょうか、そういうものを伸ばす、さらには他の子供への影響と言いましょうか、そういうふうなことも考えて各学校で現在行なっているところでございます。以上でございます。

10番（佐山富崇君）はい。認識については同じなのかなとは思いますが、考え方に相当な開きがあるようであります。学校の中で表彰して、あるいはPTAで表彰して、私はその、私の質問の趣旨するところはそういうことではありません。実は、本町で11月上旬に町の功労者表彰式がありますね。実はあれは、私も昔質問してあの規定になったわけですが、功労者表彰式、それはそれで結構でございます。そこで私を感じることは、国に叙勲制度及び褒章制度があるように、町民のね、本当に目に見えないところで頑張ってる町民、あるいは職業で頑張ってる町民、あるいは家庭生活でなっているかな、家族仲良く暮らしている町民とか、そのへんを見極めて誉める、讃えるというような制度があってしかるべき。国の褒章制度のような、叙勲制度とは別な形でね、それと同じように子供も学校内で誉めてばかりいたって、内部の問題です。ですから、子供を誉めるといふのは、きちっと山元町では町長さん名で町長さんから誉めていただくと、いう

ような制度を創るべきだと、そういうふうには私は考えてるわけです。それによって、その子供は非常に誇りであり、喜びであり、大きく成長する糧になる、私は考えてるところでございます。そうしてそこまで申し上げているわけですから、いかに考えるかは町長、教育長、両方からお答えをいただきたいと思います。認識については同じですが、方策については全然考えが遠いような気がいたします。ご答弁をいただきたく思います。

町長（大條修也君）はい。お子さんの成長のためにやはり誉めるということはたいへん必要なことだといつも考えております。私も企業経営者として新入社員を使いながら機械を動かさせて誉めたり、そういうことはしておりました。やはり、そういうことによってその人はどんどん研究熱心になっていく、その機械を動かすのはその人しかいないというぐらいになった例もあります。そういうことからして、どの程度の子供にそういう表彰をしたらいいのかまだ考える余地があると思いますが、そういう面では誉めることは非常に良いことだということで今後考えてまいります。以上です。

教育長（横山俊二君）はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。いま、町長の方より答弁ありましたように、町当局とこれから協議をいたしまして、その方法等について考えていきたいと、そんなふうに思います。

10番（佐山富崇君）はい。認識について、よっぽど近づいたのかなと、あるいは考えかたについて近づいたのかなというふうには考えました。思いました。1回目の質問でも申し上げました。家庭の教育力、地域の教育力、地域、さらに大きく言えば町も地域の1つだろうと思っております。山元町の教育力を高める意味から、そういう生徒を1日も早く着手すべきだと思う。町の教育力を高めずしてね、この全体の子供が立派に育たないと、もちろん今の子供たち立派に育っていますよ、いますが、さらに立派に育てるためによく私の恩師であります教育長がおっしゃってたけれど、コップが傾いていけば水はいっぱいには入らないとよくおっしゃってた記憶がございます。今の山元町の地域力からして、コップがまっすぐに立っていると言い切れない面も多い、と私は思ってます。いかにコップをまっすぐ立てるか、いかに地域の山元町の教育力を高めるか、そのへんについて町長、教育長から答弁をいただきたい。

町長（大條修也君）はい。教育力を高める学力を強くするという事は、やはり環境とまた育てる先生の力と、いろいろあります。そういう面で総合的に考えてまいります。

教育長（横山俊二君）はい。地域の教育力を高める、というふうなことのご質問でございますけれども、現在各学校で評議員制度というふうなことで学校経営の一翼を担っていただいております。そういうふうな意味からいたしますと、地域の声を学校に反映していただく、それによってさらにより良い学校を作る、いうふうなことが現在なされております。さらにはいろんな学校の行事、町でいいますと事業というような呼び方をいたしますが、そういうふうな中で地域の教育力を生かすために、例えば中浜小学校の例を申し上げますと、「けんこ祭り」というふうな行事がございます。その中には地域の方も入れて学校全体と計画を立て立案し、そして実施するというふうなことを現在やっております。そういうふうな形での教育力を生かすというふうなことがまず第1番目だろうと、そんなふうに思っております。さらには学校というふうなところをもう少し開放的に地域の中に溶け込む、さらに地域の方から学校の中に入っていただくというふうな方策をとりながら

協力体制を作っていかなければいけないというふうに考えております。以上のようなことでの教育力の向上というふうなこと、行われていること、さらにこれから考えなければいけないことというふうなことについて申し上げました。

10番(佐山富崇君)はい。この件について最後の質問をいたします。先ほど来から申し上げている町民を讃えて、あるいは住民を讃えて、子供たちを誉め讃えるということにつきまして前向きにきっちり取り組むご意志があるや否や両町長、教育長から受けたまわって2件目の質問を終わりたいと思います。

町長(大條修也君)はい。子供の教育でございますので、やはり誉め讃えるということは非常に良いことですので、これについても先ほど申し上げた先生、環境そういうものを総合的に検討してまいります。

教育長(横山俊二君)はい。町の考えに沿って、十分これから進めていきたいと、そんなふうに思います。

10番(佐山富崇君)はい。私の最後の質問、ちょっとご理解いただけなかったのかなと思います。私は、私の申し上げた方策で取り組むというご意志があるや否やをお伺いしたわけでありまして、町長さんは総合的にとおっしゃった。それはわかりますが、私の分のことを取り入れるのかどうかということをお聞きしたい。教育長も町の方針に従うっていうことは、町長さんと同じように総合的に、こういうお話なので納得いきませんので質問いたします。

町長(大條修也君)はい。佐山議員の言ってることはよく、私も理解しておりますけれども、ただ今、即、佐山議員の意見を取り入れるということはちょっと控えさせていただきます、というふうに思います。

教育長(横山俊二君)はい。いま町長よりご答弁ありましたように、町の方針を、当局と十分協議しながら進めていきたいと、そんなふうに思います。

10番(佐山富崇君)はい。また誤解があるんですね、あの総合的に考えるということをお否定するわけではありません。町長も教育長もちょっとそのへん誤解があるのかなと、また教育長の答弁は町長の答弁の鸚鵡返し、そんな答弁を教育長に期待しているわけではありません。もちろん、町の方針に従うのは当然のことです。町の教育委員会でありまますから。それは当然のことながら、総合的にということは当然です。その中でそういう考えを持って進むのかどうかということをお伺ってるんです。そうでないという答えがあるのであれば、時間いっぱいどこまでも質問せざるを得ません。

町長(大條修也君)はい。まず、子供を誉め讃え、そういう面でいくということについては、私も同感でございますので、今後考えてまいります。

教育長(横山俊二君)はい。教育委員会といたしましても、その方向で検討していきたいと思えます。

10番(佐山富崇君)はい。多少納得いかないところもございますが、水掛け論になってもなんですから、今回の一般質問はこれで終わりたいと思います。ただ、次、いつかの機会にまた、質問をしたいというふうに考えております。終わります。

議長(岩佐 隆君)10番、佐山富崇君の質問を終わります。

議長(岩佐 隆君) 15番、森 茂喜君の質問を許します。森 茂喜君登壇願います。

15番(森 茂喜君) はい。平成20年第1回議会定例会に町長から説明のありました平成20年度の町政運営に対する考えかたについて一般質問を行います。

1点目、本町においては行財政改革プランを着実に実施に移しながら町政の健全運営の確保に取り組んでいる状況下であり、新たな公約の具現化を図ることは財源の確保も含め多くの課題があることを再認識し、改めて町民の皆さまのご理解をいただきながら協働のまちづくりの必要性を痛感した次第であり、より一層推進すべきで課題であると認識しているとのことであります。このことですが、本町の総合計画および改革大綱に基づく集中プランによるまちづくりは現在最終段階に入っておりますことから、将来に向けた取り組みについて次の点を町長に伺うものであります。

1点目行財政計画について、2点目健全財政の具現化、3点目は住民との協働について、4点目工場誘致の取り組み、5教育関係の取り組み、6社会福祉への取り組み。

次に2件目といたしまして、20年度当初予算の施策についてお伺いいたします。1点目は学校給食費5パーセント補助の理由、2点目は小学生の海外派遣事業を取りやめた理由、3点目茶室の解体を決めた経緯。以上について町長に一般質問いたします。

議長(岩佐 隆君)町長、大條修也君登壇願います。

町長(大條修也君) はい。ただ今の森議員の質問にお答えいたします。まず第1点目まちづくり今後の取り組みであります。現在の行財政改革プランは、平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間とし、前期5年間の取り組みを集中改革プランとして、具体的な数値目標を掲げ行財政改革を推進しているところであります。厳しさを増す財政状況においては、健全財政の確保を図るべく、必要に応じて随時計画の見直しを行いながら、引き続き、行財政改革に取り組んで参りたいと考えております。

なお、現在の行政改革大綱及び集中改革プランの実実施計画は、平成21年度までとなっておりますが、選挙公約に掲げております亘理町との合併が、私の最重要課題であると考えておりますので、平成22年度までの計画期間となっている総合計画の見直しについても、亘理町との合併の進捗も視野に入れ検討してまいりたいと考えております。

次に、健全財政の具現化であります。国の三位一体改革により、町の歳入は年々減少傾向にあり、とりわけ地方交付税の落ち込みによって、町の裁量で住民サービスに自由に振り向けられる財源、いわゆる一般財源は確実に減少してきております。健全財政の維持に向けて、当然のことながら、歳入の確保は至上命題であり、本町の主要な財源である地方交付税が大幅に削減されている以上、収支の均衡を保つためには、税収を始めとした自主財源の確保とさらなる歳出の抑制を図らなければなりません。従いまして、引き続き行財政改革プランを財政運営の基軸に据え、歳入に見合った歳出を維持していくことが重要であると認識しております。住民との協働についてであります。現在の総合計画の「参加と協働でつくる住民自治のまち」が基本計画に位置づけられているところであり、町民と行政が、共に考え共に歩むことは、住みよいまちづくりを進めていく上での基本として、住民の町政への参加と協力が必要であるという認識にたつて、今後におきましても、その基本方針は継続していきたいと考えております。

次に4点目の工場誘致についてお答えいたします。近年の経済を取りまく情勢を見ま

すと、景気は回復基調にあるものの、企業の投資意欲は依然として低迷したままの傾向が続いており、特に地方への企業進出の動きは鈍く、自治体において工場等を誘致することは決して容易なものではありません。

しかしながら、企業立地は地域産業全般への大きな波及効果が期待でき、住民の雇用の拡大につながるものであります。こうした状況の中、宮城県でも知事を先頭として企業誘致への取組が積極的に展開され、その結果、新たに県内への自動車関連産業の立地が決定されたことはご承知のとおりであります。

また当町でも先月から、優秀な技術を持つ金属部品工場が、県内では初めてとなるトヨタ自動車東北への部品納入を開始したところであり、今後の取り引き拡大にも期待が高まっているところであります。

このようなことから、誘致にあたってはさらに工夫を凝らし、誠意を示して働きかけていくなれば、必ずや成果に結びつくものと考えます。

地域産業の活性化と新たな雇用の創出を図り、ひいては自主財源確保に資するため、私自身が企業人として培った経験を踏まえながら汗を流し、先頭に立って企業誘致に取り組んでまいり所存であります。

次に5番目の教育についてお答えいたします。平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指す理念が明らかになりました。これを受けて教育三法であります学校教育法、教育免許法、地方教育行政法が改正され、近年における児童生徒の学力低下はじめ不登校、教員の指導力不足などが学校教育をめぐる諸問題の解決を図る指針が示されました。このことを受けて文部科学省は2月、現在の学習指導要綱から引き続き生きる力の育成を掲げ、知識の習得、活用する力、学習意欲を身につけさせるため22年度に向けて新指導要領案を示されました。教育はひとり1人の人格形成であり、国家社会の形成者の育成であります。このことは、時代が如何に変化してもいささか変わりはなく、不偏的なものであらうと思えます。教育の目的であります人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成の具現化を図るため、学校、家庭、地域社会が連携し心豊かでたくましい人間形成を目指し教育施策を推進していく所存でございます。

次に6番目の社会福祉でございますが、本町としても少子高齢化に対応した社会福祉施策を充実していかなければならないものと認識いたしております。町民の皆さまが生涯を通して地域において健やかに生活が送れるよう平成16年度に策定した「元気やまもと21」計画に沿った様々な事業に取り組んでいるところであります。ダンベル体操やノルディックウォーキングは手軽で持続しやすい運動として愛好者が増加しており、健康の維持、増進はもとより、医療費、保険料の抑制につながる事業として効果があることから、各地での推進を図ってまいります。併せて、健康の維持、増進には運動のみならず、食習慣の改善も大きな要因となっておりますことから、バランスのとれた食習慣の啓蒙を推進し、運動と食事による一体的な健康づくりの施策を実施してまいりたいと考えております。また、町が有する社会福祉施設については、職員定数の削減、効率的施設運営によるコスト削減の観点から指定管理制度の適用を図り、3施設を社会福祉法人に指定しておりますが、指定期間が20年度までになっておりますので、指定管理

の手續に関する条例の規定に則り、選定委員会に諮って候補者を選定し、議会の議決を経て指定することになります。

次に2件目の、2件目であります、当初の予算の政策について 学校給食5パーセント補助理由について申し上げます。

説明要旨の中でも申し上げておりますが、住民税の非課税又は所得割の非課税世帯で、且つ、公的扶助の対象とならない子育て世帯を対象に学校給食費の一部を補助するものであります。目的としましては、低所得世帯の負担軽減を図りながら子育て支援を行っていくこととしておりますが、現時点で行っております生活保護世帯、要保護世帯、準要保護世帯に加え支援対象世帯の幅を増やすものであります。補助率の5パーセントにつきましては、現在における財政状況を勘案した結果であります。

次に2点目、小学生海外派遣事業を取りやめた理由。今年小学6年生の参加が15名で学校別の内訳は、山下小学校11名、坂元小学校2名、山下第一小学校2名、中浜小学校、山下第二小学校からは参加がなかったようであります。それに、引率者3名。7月23日から28日までの5泊6日の研修であり、交通機関は飛行機、バス等、往復での実施、4日の研修でありました。今回1人の子供が腹痛を起こし、2日間ホテルにおいて引率者と過ごしたと報告があります。この現状を鑑みると、小学6年生ではなく、中学2年生にしたらどうか、そして中国の食品が問題視され農薬汚染が指摘される中、食の安全を考えると派遣先を検討すべき時期と思われる。また、当町においては、英語教育の推進を図るため英語教師を採用しているので、英語圏の英語教師を引率者として派遣することも考慮しながら、併せて個人の負担と財政状況を今年は検討するため、今年は事業を取りやめた次第であります。

次に、3件目。「茶室」の解体を決めた経緯。本町の歴史的建造物である「茶室」の解体、つまり、「菘首城大手門」「板倉」「茶室」の解体に関する経緯について説明させていただきます。

「菘首城大手門」「板倉」「茶室」は、坂元城主ゆかりの建造物として、古くから地域住民に親しまれ、大切に保存されてきました。

平成14年に「菘首城大手門」「板倉」「茶室」の所有者から、保存していくことが困難となったことからこれら歴史的建造物の寄附について申し出があり、これら歴史的建造物の保存・普及に努めるべく受納し、山元町文化財保護委員会の諮問を経て、同年山元町指定文化財として指定したところであります。併せて、これら建造物が所在する土地一帯を所有者から無償で借り受け、使用貸借契約を締結し、周辺環境整備に努めてきたところであります。

しかしながら、長年の風雨に耐えてきたこれらの建造物はこちら数年、老朽化が激しく、強風や暴風雨による倒壊の危険に瀕している状況にありました。

平成19年度に入り、土地所有者から町もしくは第三者に土地を売却したいとの申し出がありました。十分な検討を行いました、他の指定文化財との兼ね合いもあり、町で土地を取得することは不可能であること、また第三者へ売却された場合、町指定文化財である「菘首城大手門」「板倉」「茶室」の存続ができなくなります。

今まで歴史的建造物である「菘首城大手門」「板倉」「茶室」の保存、保護に尽力し

ていただいた方々に報いるためにも長年の風雨等の影響でかなり老朽化が進んでおり倒壊の恐れがある「葦首城大手門」「板倉」「茶室」の現状を考え、先ずは貴重な文化財を保護しなければならないという観点から、建造物の解体工事を実施し、保管しなければならない状況に至ったものであります。以上、森議員の回答とさせていただきます。

15番（森 茂喜君）はい。それでは、1件目の1番、2番関連しますから併せて町長の考えをお尋ねします。行財政改革についてはですね、引き続き取り組んでいくのは当然でありましたので、改革大綱では10年間計画の中で集中プランを5年間にして21年度までの計画のもとにですね、これまで7項目について実施を図ってきたところでございますけれども、来年度でこの集中プランの計画は終わるわけでございます。そういう観点から山元町総合計画も22年度で10年間の期限が終わりになるわけです。そういたしますと、町長任期中にですね、次の時代に向けた山元町のまちづくりの指針ってものの策定が必要になるのではないかなというふうに私は思っているわけでありまして。先ほど、町長答弁の中にですね、合併の話がありました。これについては、昨年同僚議員からの質問の中で、私の公約の中では1番にあげた公約ですよという話がありましたので、その後どういう取り組みになるのかなと考えておったわけでありまして、20年度の予算の中に何も無いんですよ。予算の裏付けがないのに合併を推進するってことはいかがなものかなというふうに思いますので、ちょっと、えっと思ったわけでありましてけれども、これは22年度までの任期中に亘理町との合併について推進しますよということなのかなと、そのへんのところまず1点、確認させていただきます。それから、そういうことになりますと山元町のこれまでの計画というものは、合併がもしその時点で推進するという形になれば、長期とはいいいませんが、中期的なまちづくりの計画というのはどのように町長、今後どのように考えて推進するのか、このへん当然行革を含め健全財政を堅持するための計画も必要となるわけでありまして、まずこのへんを最初にお伺いをします。

議長（岩佐 隆君）森議員、一問一答ですので焦点を絞って質問をお願いします。

町長（大條修也君）はい。合併の件につきましては、昨年来亘理町長ともお話しをしてまいりました。これから煮詰めていかなくてはならないというふうに考えております。先ほど質問で、予算ということができましたけれども、相手が何も了解がない中で予算をとるのもいかがかということで、予算についてはとっておりません。必要に応じていざれまた議会に相談していくしかないだろうと現在は考えております。

15番（森 茂喜君）はい。いま合併の問題になりましたが、このことをまず最初に納得いくまでお尋ねするわけですが、亘理町、亘理町長にはお話しをしたという町長のお話しでございましたけれども、お話しをただけでは何も進まないだろうなというふうに私は理解しているわけです。本気になって合併を推進する気であれば、それなりの予算的裏づけをもとに話を進めて行かなければ本当の取り組みにはならないだろうというふうに私は理解するんですが、どうも町長の考えと私の考えとが噛み合わないんですけど、そのところ、物事進めるには予算が必要だとそういうことではないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

町長（大條修也君）はい。合併問題について、亶理町長とはしっかり話をしておりますし、亶理町長も頭に入れておられると思います。しかしながら、亶理町長にもいろいろな事情があって忙しくて返答が来ないのではないかと私は考えておりますが、予算については、なにも予算がなければ進まないのではないと私は森議員と反対の方向で考えております。いまちょっと財政難ですから、いずれ時期が来たときには、お願いするようになるというふうに考えております。

15番（森 茂喜君）はい。そうですね、やっぱり物事の考え方の相違だといわれれば、それまでなのですが、やはりものごとを進める上においては、最初に話ありきで進むものごとではないと、私は合併のこれまでの破談になった経緯を見ますとですね、あれだけの多くに時間と労力を要して、さらに破談になったというものごとでありまして、話してきたから、そのうち予算をつけてものごとを進めるような、そういうような取り組みではですね、到底合併は本物にはならないだろうなというふうに思います。もう1度、町長にね、私はそう思ってるんです。ですからもう1度今後の取り組みをお尋ねいたします。

町長（大條修也君）はい。合併という問題については、これから合併しようという考えで、過去に1度破談しているわけですから、当然相手もいろいろなことを考えているのではないかと、私は推測するわけで、そう簡単には返事は来ないであろうというふうに思います。ですからこれから、まだまだ私も機会あるごとに亶理の町長にはお話しをしていく考えです。

15番（森 茂喜君）はい。合併の問題はわかりました。それではですね、合併はたぶん町長任期中には成立しないという判断をしますと、これまでのですね、前町長から永延として引き継がれて進めてまいりました山元町の長期計画であります山元町の総合計画、それから合併破談から自立のまちへ向けて財政を考えた行財政改革ですね、このことについては従来の計画大綱はそうなっておりますけれども、集中プランでは来年度までに、1回目の改革を完成するというそういう計画のもとに進めてきたわけですから、それから以降の分が必要だと思うんですよ。そのことについて、町長、今後どう取り組むお考えなのか。これをお尋ねいたします。

町長（大條修也君）はい。来年度じっくりと見直してまいります。

15番（森 茂喜君）はい。来年度ということでありますので、来年度に詳しくお尋ねすればよろしいのかなと思うんですけど、せっかく質問項目を挙げたのですから、このことについての町長のですね、お考えをお尋ねしたいと思います。まず、財政のですね、健全化を図っていくためにどういう考えでいるのか、まずお尋ねします。

町長（大條修也君）はい。行革プランにそってですね、しっかりと検討してまいります。

15番（森 茂喜君）はい。そうしますと、健全財政堅持のためには集中プランにそって、これまでの路線でしっかりと取り組んでいくと。来年になったら見直しをかける、方向性を決めていくと理解してよろしいですか。

町長（大條修也君）はい。そのとおりでございます。

15番（森 茂喜君）はい。せっかくですので、もう1点だけ健全財政の具現化についてお尋ねしますが、これまで進めてきた改革案ですけど、行財政改革の見通しといたしまし

ては、現在平成20年ですけれども、これから4年、5年先になりますとどういう状況になるのかということ、町長は理解なさっておりますか。

町長（大條修也君）はい。まだ、5年先までのことは頭にいらっしゃいますけれども、計画にはまだ程遠いという考えであります。

15番（森 茂喜君）はい。町長、あの、町長の頭の中に入っている分だけでもお知らせください。

町長（大條修也君）はい。厳しい財政がですね、これから続いてまいります。お示し、頭に入っていることお示しというわけにもまいりません。これも財政の問題ですから。

15番（森 茂喜君）はい。町長から示されないという答弁でしたけれども、行財政改革の見通しはですね、25年度になりますと今のままでいきますと予算編成に対しては非常に厳しい状況になるはずですよ。そしてかつ、基金の面についても予算編成の時に繰り入れる分がたぶん限りなくないという状況ではないのかなというふうに、私は思ったんですが、このことに対して町長はですね、どういう施策を考えているかお尋ねいたします。

町長（大條修也君）はい。現財政がたいへんですから、企業誘致そして住宅建設等も進めて、住民を増やすということから、多角的に進めていかなければいけないというふうに考えております。

15番（森 茂喜君）はい。確かに、住民を増やして税収を上げるということは非常に大事なことでだと思っておりますけれども、21年度に新たな改革案を策定するということがありますよ、21年度に取り組んだんでは町長の任期中、あと1年しかなくなりますよね、1回目の任期、2年か、。22年までですから、なくなってしまうので、これでは間に合わないのではないかと、ですから今年中にですね、そういった行財政改革の策定のためにプロジェクトチームを立ち上げて、町長の意向を反映できるそういう計画を策定すべきではないかと考えますけれども、もう1度答弁をお願いします。

町長（大條修也君）はい。できる限り進めてまいります。

15番（森 茂喜君）はい。次にですね、3番の住民との協働のまちづくり、協働を進める施策についてですね、町長から先ほど答弁ありましたけれども、この三位一体の改革と骨太の方針、税源の移譲ということがですね、小泉内閣のもとに進められて以来、地方行政はたいへん厳しい状況におかれまして、町としての住民サービスを進めていくうえにおいてはとてもとてもこれまでのような、町が全てのことを面倒みる時代は過ぎ去ったといわれておるわけでございますが、そうなるとうやはり住民と町の協働という形で町がどうしても施すことのできないサービスの部分をカバーしていただくという形になるのかなと思いますけれども、この協働のまちづくりを進めるための町長の基本的考え、どのような考えをもっておいでかお尋ねします。

町長（大條修也君）はい。住民との協働のまちづくりということですが、私も来年度から各地区の住民の方々と意見を交わしながら、協働のまちづくりというものを進めてまいりたいというふうに思っております。

15番（森 茂喜君）はい。ただ今町長はですね、住民との関わりを実施しながら協働のまちづくりを進めるというふうに、そういう意味でおっしゃったのかなと私は理解したんで

すが、そういったしますとですね、住民との関わりをもつ機会がちょっと町長、少ないのではないかと、というふうに私は思っております。ですから、12月の議会でも申し上げましたけれども、住民の皆さん、各団体あるわけですが、週末にいろんな行事を組む団体が多いわけですね。そういうところに町長は招待を受けてるわけです。にもかかわらず、出席している回数が非常に少ないという結果がでております。ですから、町長の考えを実行するには今の3倍くらい出席していただかないとせっかくそういういい機会をですね、町がいまどういうことを考え、どういうことをしたいんだということ、そういうメッセージを住民の皆さんに伝えられない、わざわざ相手が集まってくれるのに、そのことを利用しない手はないということですけど、この点についていかがでしょう。

町長（大條修也君）はい。なんか会合にでなきゃこの町が動かないみたいに言われているような気がするんですが、私は特に会合が全てだと思っておりません。やはり私もそれなりに、県知事とお会いしたりいろいろやっているわけです。企業誘致でも何でも動いているわけです。ただ、その会合に出るのが私の仕事の全てだと私は考えておりませんので、これからも前回は申し上げたとおりで、私はこれからも県知事とかそういう方々とよく話をしてですね、この町をどうするかということを進めなきゃならないのが私の仕事ですから、実際に亘理との合併につきましても、県としてもいま真剣に取り組んでくれているところなんですね、私と亘理の町長だけでやるわけではないんです。そういう広い分野でものごとを進めるているわけですから、あまりにも会議に出ないとか、出るとか、そういうことで私の評価をされても私は困ると。以上でございます。

15番（森 茂喜君）はい。私が申し上げましたのは、町長が住民との協働を進める上で住民との関わりを優先に、大事にしなければならぬという答弁があったから、私はどうもそういう機会、そういうせっかくの機会をですね、町長はちょっと誤解しているかもしれないけれども、県知事なんか関係ないんですよ、住民との協働は。山元町の一人ひとりと町との関係ですから、いろんな県と町との関係においては援助してもらおうとかね、そういう部分では県知事との関係というのは大事だと思うんですけど、町と住民の関係においては関係ないです。やっぱり町長と町民という関係で物事を、やはりお互い理解して、協力をさせていただくというのが協働だと、私は思います。そういうことで、意見が違ふようですので、堂々めぐりしますので、持ち時間なくなりますので、別の質問をさせていただきますけれども、しからば町長は協働のまちづくりを進めるとは何が1番大事だと思っておられるかお尋ねいたします。

町長（大條修也君）はい。先ほど私が申し上げたのは、来年度からと、町民といろいろお話ししていくのは来年度からそういうことやっていきますとお話し申し上げたんでね、会合に出るとか出ないとか、そういう問題でもないし、とにかく皆さんとお話ししていきますと、来年度からと先ほど申し上げたんですが。

議長（岩佐 隆君）暫時休憩をします。

午後 1時17分 休憩

午後 1時27分 再開

議長（岩佐 隆君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

15番（森 茂喜君）はい。それでは、休憩前に引き続きまして質問させていただきます。町と住民との関係においては、協働のまちづくりを進めるに当たってはということが大事か、その1番大事な部分というのは、町長どのようにお考えになっているかお尋ねいたします。

町長（大條修也君）はい。やはりなんといっても町民との対話というのは基本でございまして、そういう意味で今後でもできる限り、会合に出てまいりたいと思っております。

15番（森 茂喜君）はい。次に工場誘致についてお尋ねをしますが、このことについては本日もいろいろお話しがありましたので、詳しい詳細は12月に一般質問しておりまして、その中で町長はですね、常磐道の土取場を工場誘致するための用地にしたいというふうに明快にお答えになっております。それで、あそこの土取場についてはですね、問題があると、それも理解しているとおっしゃっておられました。それで、ただ今も本日も企業誘致の件に対しての町長答弁の中にはですね、なかなか新たな企業を誘致することは大変なことだという答弁がありましたけれども、地元の企業にどんどん発展していただくための援助、地元企業への援助についてはですね、町長、どんなふうにお考えになっているかお尋ねいたします。

町長（大條修也君）はい。地元の企業に対してですね、できる限りの援助をしたいというふうに考えておりますけれども、まだまだまた財政難かといわれますけれども、いろいろそういう面から時間がかかっていると、財政さえ豊かであればどうにでも援助できるんですけども、まずもって土地を、空いている土地等をお薦めしてですね、企業拡張の折にはここをお使いくださいというような宣伝をして歩いているところでございます。

15番（森 茂喜君）はい。それではですね、具体的に1例を挙げて質問させていただきますけれども、エムセテックは相馬に大規模な第一次工場を建設いたしました。それで、従来の太陽ニュータウンの裏手にあるあそこの工場の跡地、農工団地に指定されているわけがありますけれども、あそこの土地をですね、エムセテックが今後工場を拡張する時に、1か所障害があつてなかなかこれまでもいろんな場面で難航してきたもんですから、そういった町が進める企業支援の一環としていつでもそういう希望が、要望があったときにすぐにでも対応できるように町がそういう難しい問題を解決してですね、エムセテックが、もし、あそこで工場拡張したいというときには、すぐ対応できるような体制をとる、そういう覚悟があるかどうかお尋ねいたします。

町長（大條修也君）はい。先ほどお話し申し上げたとおり1月の7日にですね、エムセテックの社長にお会いしたときも、太陽ニュータウンの裏の土地の件をお話ししております。そのときに、社長は過去の恨み辛みを私にさんざん言われました。山元町はなっとらんということを言われましたけれども、しかし、私のほうは来ていただくために低姿勢で全てを話をした、その結果が知りませんがそのいまやっている仕事の英文の資料をですね、社長が私にくれまして、あんたこれを読みなさいと、いまだちょっと訳している暇

がないと、やってないんですけどね、そのうちエムセテックの社長が会いたいと言われた時はどうしようかなと、早く訳さないといかんというふうに焦っているくらいのところでごさいますて、いずれまたこっちが話を投げかけたんですから向こうからも返ってくるという気持ちで私はおります。ですから、押しに押ししていけばという考えでありますので、これからまだまだ努力してまいります。ですからそういう意味では、インフラ整備について、今後も予算があれば、少しずつでも進められればという考えであります。しかし、向こうがはっきりと行くぞということになれば、これはどんな借金してもすぐに体制を整えますので、そういう答えでお願いします。

15番(森 茂喜君)はい。企業誘致にしる、地元企業の拡張にしる、町がそういうことに即対応できないと後手後手に回ってしまってますね、どうもいいチャンスを逃してしまう、ということになってしまてはまずいので、工業団地には即対応できるような手当をするというふうに町長、決断していただいて、あと土取場、については三角に残っている山ですね、あれが1番のネックだと思っております。この12月にもお話申し上げましたけれども、あれをなんとか早急に町として手当をすることが今後、5ヘクタール位の面積あると思うんですよ、土を例えば今、これから新地山元間の高速道路が出来るとは思いますが、そういうことで利用する手立てを考えるとかね、いろいろ知恵を働かせて、あの山を5町歩、町のものにするというそういう考えがあるかどうか。

町長(大條修也君)はい。あの土地の大方は買ったわけですがけれども、まだ一部買えないというところがあります。しかし、それはもっともっと交渉していければ、何とかなるんじゃないかという気ではありますけど、いずれにしましても、あの土地をどういうふうに使っていくかということは今真剣に取り組んでいるわけでありまして。あの高い場所で、山の方の高い場所で、見晴らしも良いと、こういうことからすればあの環境には大学なんかの誘致もどうだろうとか、場合によっては企業の技術部をあそこに持って来てはどうか、そんなようなことも頭において検討しているところでごさいます。いずれにしましても、そういう話が見えれば即解決できるんじゃないかなというふうに考えております。

15番(森 茂喜君)はい。いろいろ町長にも考えがあるんだなと、今思ったわけなんですけど、何をしても対応が後手に回らないように、やはり、思い切った決断をしておいていただかなければ、やっぱり山元町の活性化、発展につなげることはできないのではないかと思います。財政の厳しい中での話ですけども、やはりここは工夫をすることが求められているだろうなと思いますので、前向きに町長はどんどん取り組む覚悟があたりかどうかお尋ねいたします。

町長(大條修也君)はい。前向きに進めていく覚悟でごさいます。山元町の議会の方もひとつそういう面でご協力をいただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

15番(森 茂喜君)はい。教育関係のことについてお尋ねいたします。学校教育につきましてはですね、すぐ私の前の佐山議員の質問がいっぱいありまして、今後どういう方向になるのかということは学校分についてはわかりましたので、それ以外の社会教育の分について、これまでも町は公民館とかいろんな面ですね、いろんな取り組みをしているわけですがけれども、指定管理者制度というものが20年度にあるわけ、指定してしなければならぬ事情があると思うんですけども、集中プランによれば、これまで導入されて

いるのは共同作業所、サービスセンター知楽荘、やすらぎ作業所、それで夢いちごの郷がこの前、今回予算に計上されておりますね。そういうことであと指定管理者導入制度候補に挙がっているのは、保育所、深山山麓少年の森、歴史民俗資料館、体育文化センター、公民館、山元町の田園空間博物館総合案内所等予定があるわけでございますけれども、指定管理者制度に対する基本的な町長の考え方というのは、どういうものなのかお尋ねいたします。

町 長（大條修也君）はい。指定管理者制度については、たいへん結構なことだというふうに考えております。

15番（森 茂喜君）はい。それでは、指定管理者制度を導入するに当たっては、管理者となる団体をですね公募しなくてはならないはずですけども、全国的に例えば公民館を例にとりますとですね、なかなかそういうNPOとかあるわけですが、地域の団体がこの管理者として引き受けている例が非常に多いわけです。ですから山元町の場合にもですね、公募になったときにどういふ、そういうその受け手の団体を想定しているのか、それだけをお尋ねいたします。

町 長（大條修也君）はい。そのへんについては、まだ十分に検討しておりませんので、これからじっくり検討してまいります。

15番（森 茂喜君）はい。次に社会福祉についてお尋ねいたします。社会福祉っていいますと、結構範囲が広いんですが、今年度から取り組まなければならない特定健診、メタボリックの関係、これが義務付けになるわけですが、具体的にどのような施策をお考えになっておられたかお尋ねいたします。

町 長（大條修也君）はい。メタボリックについてはですね、本当に頭の中いっぱい、その言葉だけが入っていて、実際に云々といいますとまだ勉強不足です。しかしながら体のためにダンベルとかノルディックウォーキングとか、私はとにかくハイキングコースを作ろうと考えている人間ですから、なんとか町民の体のためにそういうものを推進していきたいというふうに考えております。

15番（森 茂喜君）はい。さっきも昼休みに私、ちょっと用事がありまして出かけてきたんですが、スキーのスティック使って歩く、あれなんでしたっけ、ノルディックなんだかですか。（「ノルディックウォーキング」という声あり）そうそう、そのノルディックウォーキングですね、その非常に多くなっていることは私も認めております。いろんな場面でそういう方に出会うもんですから、それで山元町だけでなくいろんな町でも盛んになっているというふうに聞いておりますので、山元町ではそのああいう人たちの道路でのウォーキングをよく見かけるんですけども、せっかくのあれですから、ああいう人たちを対象に散策路を建設する、そういう計画はないですか。

町 長（大條修也君）はい。いま現在ですね、山の方へハイキングコースを作りたいということをやっております。そこにそのノルディックウォーキングっていうのをはめたらいいんじゃないかというふうに考えております。十分コースとして使えると考えております。

15番（森 茂喜君）はい。それでは次にダンベル体操の各地域での拡大策について考えているかどうか。

町 長（大條修也君）はい。ダンベル体操について、私はそう深くまだ考えておりませんので、担

当課長の方から何かあればお願いしようと思います。

保健福祉課長（島田定一君）はい。ダンベル体操ということでございますけれども、先ほどの町長の答弁にもありましたように、平成16年に「みんなでつくる元気山元21」計画、その中で1番のお勧めということで今、各地区で広がりつつあるということで、実際計画、週1とか2くらいでやっている地区は6地区くらいございます。それを全22地区に広めていきたいと考えております。以上でございます。

15番（森 茂喜君）はい。持ち時間があまりなくなってまいりましたので、学校給食費5パーセントの補助の理由は先ほど町長から説明がありましたので、これは所管でも聞くことができますのでとばしまして、小学生海外派遣事業の取りやめについていまいし詳しくお尋ねしたいと思います。それで、1回目の答弁のなかではですね、これまで派遣をしてきた中でちょっと体調を悪くした子供がいたという話がありましたし、今年はなんか餃子の関係で食の安全の問題がありますよということでもありますけれども、私は逆にですね、今年は中国でオリンピックがあるわけです。そういうことを考えますと、去年のうちにね、来年は今までの研修を変更するために1回休みにして、よく検討して更に新たな方向を決めるために休みにするんですよという話をですね、しておいて、今回中止ということにするのであれば、それはそれなりに理解できると思いますけれどもね、たぶん、ここへ来て突然の中止ですから、子供たちにすれば今年は自分たちが行く番だと思っている子供がいっぱいいると思うんですよ。それを突然、これは町の都合だと思うんですけども、中止にしてしまうということはいかなるものかなと思うんですが、どうでしょうか、子供の気持ちを思うとこんなひどい決め方はないと私は思っております。

町長（大條修也君）はい。特にひどい決め方だとは思っておりません。実は先ほども、どなたかの質問でお答えしているわけですが、まずもって日本の食生活まで荒らされている状況というのは、もう3年ぐらい前からあるんですね、中国の農業関係では。そういう意味では、私としては、子供たちを餃子なり何なり問題ありますけど、中国へ行かせること自体いかなるものなのか、なぜかといいますと、あそこの国は大陸的な考えを持っておりまして、カーッととなると大使館だって全員で投石してめちゃめちゃにしようというような国です。そういう国に子供たちを行かせて、今オリンピックでたいへん忙しいんですね、ですから労働者だって都会にはいっぱいいるんです。ですから、そういうところへ子供たちを派遣して、何かあったらどうするんだろうという心配が私は先に立っておりまして、オリンピック終わった後ならまだいいかもしれませんが。今は工事、工事で大変な状況にあるわけなんですから、ですからそういう意味では中国は取りやめる。できれば英語の先生がこの町にはいるわけですから、英語圏の国に、やっぱり中学2年生くらいが1番いいと僕は思うんですね、まだ小学校の頭の固まっていないのが海外に行ってもそれほどのプラスにはなって帰ってこない。ただ見たというだけで、ですからやはり将来にプラスするためには、やはり中学2年生ぐらいになってからがよろしいんじゃないかということもあります。いずれにしても、危険な今時期ですから、今回は私は止めてよかったと自分では考えております。ですから今後は、英語圏、そういったところへ先生と一緒にいってもらえば、先生と一緒に勉強しながら、先生が本場へ行って本場の英語を喋っているということをお子さんが体験すればですよ、よし英語の勉

強してやろうと気にもなるでしょう、私はそういうことも考えております。

15番(森 茂喜君)はい。ただいまの町長の答弁によりますと、町長の判断でこれは中止にしたというふうに理解してよろしいでしょうか。

町 長(大條修也君)はい。私の考えで中止しました。

15番(森 茂喜君)はい。それでは2、3、このことについて町長にお尋ねいたしますけれども、町長はですね、これまで7年間続けてきたこの中国への小学生の派遣、もう100名を超しております。それで頭の固まらない子供を派遣してもそれほどの効果がないだろうというふうなただいまの町長の答弁でございましたけれども、子供たちが中国に行って帰ってきて感想作文を出しております。町長の手元にもですね、決裁のときにそういった資料が上がっているはずですよ。そのときに町長は、子供たちが何を感じ、どれほどの効果があったのかということ判断する機会があったと思うんですけれども、町長、お読みになりましたか、その子供達の感想、決裁をするときに。

町 長(大條修也君)はい。一部読みましたけれども、私はその感想が将来役にたつということのほどには感じておりません。

15番(森 茂喜君)はい。先ほど佐山議員のやり取りの中にもありましたけれども、人を育てることは地域の活性化、地域を育てること、ひいては町がよくなり県がよくなるということという話がありましたけれども、12歳という今の子供の年齢が全くその外国を見ること、外国の人たちと一緒に寝泊りをして体験をしたその経験がですね、即効果として現れるものごとではないだろうと私は思っております。成人をして20年、30年後にですね、やはり活かされるのではないかというふうに思います。固まってしまったものは1度熱くして打ちなおさなければ元に形を変えることはできませんが、鉄は熱いうちに打てという話もありますとおり、やはり成長の1番激しいときにそういったものを経験させるということが後々の人格の形成に大いに役にたつのではないかというふうに思っております。私たちが議会として承認をしてきて進めてきた事業であります。それが、どうも町長、よく理解していない。英語圏にやることは大事ですけども、何で今年だけ止めて、来年からそれじゃ実施しなきゃならないんですか。子供、今年だけ行かない子供、かわいそうじゃないですか。財政的に裏づけがあるんですから、この事業は。

町 長(大條修也君)はい。先ほどのお話しですと、中学2年生、頭が固くなっちゃてるわけじゃないんでして、まだまだ頭30代くらいまで柔らかいと私は思ってますんで、小学生だと頭は柔らかいですけれども、要するに世界を見る感覚というか視野、そういうものがまだまだ小学生には、先にいってプラスになるような拾い方はできないということを申し上げてるんで、決して駄目なわけではありません。ですからとにかく、私は英語の先生がいるんですから英語の先生と一緒に英語を勉強した方がよっぽどプラスになることで申し上げているわけです。

15番(森 茂喜君)はい。英語圏への派遣というものを私も反対するものでもありませんが、やはり事前にこういう計画に変更しますよということを示しておいて、そして事は変えるのが筋ではないかと、行政としてね。ですから町長、6月の補正でですね、今年6年生の子供たちだけ派遣するというそういうお気持ちになりませんか。

町 長(大條修也君)はい。先ほど申し上げましたとおり中国は危険でありますので、なりません。

6月の補正であろうとなんだろうと、今回は。

15番(森 茂喜君)はい。私も中国に友達があります。町長の今の話、聞かせてやりたいですね。それはね、北村製作所に3年間研修に来た人間でありまして、今は北村と合弁会社を設立して北村の10倍くらいの仕事をしているところです。私は、アメリカよりは中国、インドがこれから発展する国だと思っておりますから、これまでの子供達の派遣というものを間違っていないというふうに思ってるんですが、町長駄目だと言うのであれば、これしょうがありませんけれども、まだ6月まで3か月ありますので、その間にもう1度考えを直していただきたいものだなと、そのように思いますがどうでしょうか。

町長(大條修也君)はい。先ほども具体的に申し上げましたとおり、建設ラッシュでたいへん忙しい。中国ももう首都圏はあちこちで工事だらけですから、労働者相当います。そういう危険に、何かでも巻き込まれたら困りますので、今年度とはとにかくそういう意味で取り止めにいたします。

15番(森 茂喜君)はい。それではですね、次の茶室の解体について、どういう経緯、経過で今回解体の費用が計上されたのかお尋ねいたします。

町長(大條修也君)はい。茶室の問題につきましてはですね、地主さんがあの土地を売りたいというところまできてしまったものですから、これは仕方がないということで私もハンコを押したような、私にすればあんなもの、ぶっ壊しちゃったほうがいいんじゃないかなと思ってるくらいで、はっきり言って。しかしそんなこと言ったら教育委員会から怒られちゃいますんで、ははは。それは、公には言えませんが、とにかく、公に言っちゃったか、とにかく、相当ね、相当朽ち果てていますから、これあの、ばらして組み立てることできない、いうふうに私は考えてるくらいなんです。しかし、いろんなその事情がありまして、どうしても取っておきたいということになったものですから、そのへんのあと詳しいことについては、担当課長さんの方からちょっとご説明をいたしますから。

生涯学習課長(阿部英一君)はい。ただいまの茶室の関係につきましては、14年に葺首城大手門、板倉、茶室の3点ですかね、地主から寄贈いただきまして現在に至ってます。現在については、長年の風雨に耐えてきたこれらの建造物は、ここ数年老朽化が激しく、強風や暴風雨による倒壊の危険に苦心しておるといような現状を見ますと、教育委員会では解体、復元のために調査すると、格納するということに考えております。以上でございます。

15番(森 茂喜君)はい。町長にお尋ねいたしますけれど、あんなのぶっ壊した方がいいという話でありますので、そのぶっ壊すについても文化財でありますからそれなりの対応が必要になるだろうと思えますけれども、解体をしてその後の扱いについて、町長、どんなふうに考えているかお尋ねいたします。

町長(大條修也君)はい。私はそのあとのことまで考えてないんです、はっきり言って。相当古いですから、その後どうなるかわかりません。ですから、私自身はそんなに金かけられるのかって文句言われると、壊した方がいいのかなっていうふうに今考えるわけでして、それは文化財保護委員会の人とかそういう人たちに私は怒られますから、強くは言えませんが、そういう考えです。

15番(森 茂喜君)はい。そういたしますとですね、ただいまの町長の発言から考えますと、計上されている金額は非常に高すぎるのではないかと私は思うんですよ。970万でしたっけ、1,000万円近い予算が計上されているわけでありまして、そこで、それでは関係のある教育委員会教育長にお尋ねしますが、町長があればもうぶっ壊してしまえって言うわけですから、もう少し費用のかからない方法で解体する手段があるのかないのかお尋ねいたします。

教育長(横山俊二君)はい。詳しいことについてはあと担当課長の方からご報告申し上げたいと思いますけど、文化財というふうに町で指定しております。その保存ということは教育委員会の1つの仕事でございます。そういう意味からいたしますと保存するということに心がけていかなければならないというふうに思っております。あと足りない部分については担当課長から回答申し上げます。

15番(森 茂喜君)はい。それではですね、町長はその解体した後のことは考えていないという話でありましたので、復元するという考えはないんだなっていうふうにわかったんですけど、そうするならばあんなに大金かけて貴重な財源をですね、無駄にすることはないんじゃないかと思うんですけど、考えてないっていうことでなくもっと具体的にどういう扱いをするのかについてお伺いします。

町長(大條修也君)はい。先ほども答弁の中で申し上げたとおり、森議員はちょっと勘違いされてないかなと私は思うんですが、茶室だけが900万じゃないんです。大手門と板倉とそういうもの全て解体するわけですから茶室に900万かかっているわけじゃないです。それとその格納庫の分も入っているんです。解体したものを入れるっていう、そういう全てを入れて900万というような数字で出ているわけですから私が壊した方がいいんじゃないかなと思ってるものは、その茶室だけなんですね、本当に立ち直るのかどうかわかりませんが、私は、しかし、それを再建できるべく慎重に大工さんが解体していくということでございますから、私はそれも文化財保護委員会にそれ以上のこと何も言うあれありません。そういうことでございます。

15番(森 茂喜君)はい。町長の答弁では、その後の取扱いについてはおぼろげにわかったわけですが、町のお金を使う優先順位から考えたときに、あれを解体してですね、その扱いについて、どういう順位をつけてその対応するのかわかりたいのでお答えください。

町長(大條修也君)はい。現状は地主から早くあそこを出て行けということでございますので、これ以上のことは私は何も申し上げられない。

15番(森 茂喜君)はい。出て行けということで、それ以上のことは、ということなんですけれども、現場から解体をしてその後の保管、さらにはその後の扱いというものを考えてるのではないかなと思うんですけども、全くそのことについての答弁がないんですけれども、どうしますか、そのことについて。

町長(大條修也君)はい。そのへんに関しましては、担当課長からご説明申し上げます。

生涯学習課長(阿部英一君)はい。ただいまの森 茂喜議員の、議員さまの質問に対してお答え申し上げます。いまお話し出ている葦首城大手門、板倉、茶室の解体後の処理につきましては、調査をし復元するために格納すると。場所等についてはいろいろとご協議して、検討するというふうに考えております。

15番(森 茂喜君)はい。ただいまの担当課長の話ですと、復元という言葉があったんですけど、復元となりますとどこに復元をするのか、またどれくらい費用がかかるのかだけお答えください。

町 長(大條修也君)はい。復元については、まだ私はわかっておりません。

議 長(岩佐 隆君) 暫時休憩をします。

午後 3時10分 休 憩

午後 3時13分 再 開

議 長(岩佐 隆君)再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

町 長(大條修也君)はい。解体後につきましては、保管するということで考えておりますが、その後についてはまだ予算も決めてるわけでもありませんし、解体の資料として出来上がってから考えるということで考えております。あとは、細かいことは課長の方からお願いいたします。

15番(森 茂喜君)はい。この問題については、あまりにも意味不明な部分があります。町長側が答えてると、担当課長との間でよく整合性がとれてないというふうに思うので、これは、その後6月議会までですね、じっくりとよく私も主管でありますので調査をして、6月議会でどういうふうにするか決めたいと思いますので、町長、その時点までですね、よく解体してからあとの分まで考えて大事な財源がですね、無駄にならないように決断を下していただくように、6月議会に譲りたいと思いますのでよろしく申し上げます。

議 長(岩佐 隆君)15番森 茂喜君の質問を終わります。

議 長(岩佐 隆君)3番、伊藤隆幸君の質問を許します。伊藤隆幸君登壇願います。

3番(伊藤隆幸君)はい。平成20年第1回山元町定例議会において、町民の知りたい諸課題について一般質問します。町長の今後のまちづくりと地域産業の振興について2件6項目を質問します。

現在、わが国の経済状況は回復基調にあるとはいえ、地方においては景気低迷の影響により本町を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、このような中で地域社会の活性化を求めています。住民の行政に対する関心が高まる中、町長の政策形成過程および政策実施過程に注目しています。今日、地域社会は激動する経済情勢の中で日々変化しています。就任2年目を迎えるにあたり、企業経営で培った経験を生かした町政運営の独自性がいよいよ具体的に問われると思いますが、住民福祉と地域社会の活力ある町政発展をどのように目指しているのかを伺います。

1点目、町内外からの交流を深める施策について、2点目は観光の振興について、3点目は町長就任時に4つの柱の公約として定住促進に向けた住宅建設とありましたが、定住促進対策の助成の内容について伺います。

次に、地域産業の振興についてを伺います。大條町長は地元で働ける対策を講じ、地域経済の活性化を図りながら企業経営者として培った経験を生かして、山元町の舵取り

を担っているわけであります。地域産業の現状は一段と厳しさを増しております。そのような現状を打破し、緊急の課題だと思っております。以上のことから次の点について質問をいたします。町長の考えている地域産業とは何かを伺います。2点目、各産業の現状をどう認識しているか。第3点目、各産業の支援策をどのように進めていますかについて伺います。以上2件、6点について質問いたします。

議長（岩佐 隆君）町長、大條修也君登壇願います。

町長（大條修也君）はい。ただいまの伊藤議員からのご質問にお答え申し上げます。

第1点目「町長の今後の町づくり」についてをお答えします。

まず、町内外からの交流を深める施策についてのご質問ですが、近年、町内外を問わず行政、町民、民間団体による交流活動が行われておりますが、今後はますます人・もの・情報が活発に行き交う時代となっていくものと予想されます。

本町における町外との交流の具体例としましては、昭和63年4月に北海道伊達市と姉妹都市の提携をして以来、スポーツ・文化など幅広い交流が展開されてきたところでありますが、今後とも官民が一体となった交流の場づくりを促進していく必要があるものと考えます。

今後の交流の推進につきましては、山元町総合計画の基本計画に基づく「参加と協働でつくる住民自治のまちづくり」の中に、地域間交流の方策として、交流イベントの開催や交流を促進するための情報提供の充実を図ること、さらに地域・団体・グループの交流活動に対する支援充実を図ることがうたわれております。

この計画に基づき、世代間を越えての交流の場として「田園空間博物館」事業の拠点でもある「学堂」などの整備、町外から訪れる人々を案内するための「道標」や「総合案内板」の設置、また交流を担う人材の育成などが進められてきたところでありますが、今後とも引き続き、交流促進に結びつくための施策を鋭意推進してまいります。

2番目のご質問の、観光の振興についてお答えします。

ご存知のとおり、これまで本町は大規模なリゾート開発の波を受けることなく、町内のいたるところに豊かな自然が残されております。全国的に見ますと、バブル経済期の大規模な観光事業が破綻し、地域経済に多大な負債を残した事例も数多く見受けられるところであります。

そしてまた、無秩序な開発によって失われた自然環境を回復することが至難のことである現状などを見たとき、むしろ我が町の自然環境は貴重な財産であり、その有効な活用によって従来型の観光開発ではなく、心の豊かさを求める意味での観光資源にできるのではないかと思われまます。

今後の方策といたしまして、本町の景観を構成する自然や生活環境の保全を図りつつ、名所・旧跡、レクリエーション施設を結びつけ、特徴ある観光資源の組み立てを図っていきたいと考えるものであります。

なお、平成20年度に実施が予定されております「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」これは県内全市町村とJR東日本とが連携して展開される大規模な観光キャンペーン事業であります。本町といたしましてもこれに参加・連携して、町の知名度の向上や地場製品のPRに結び付けてまいり所存であります。

次に、定住促進の対策の助成の内容についてお答えいたします。

本町の人口の減少を抑制し、若者等の定住促進と地域活性化を図るため、「山元町定住促進事業」として新規転入者、新婚世帯等を対象とした、助成金制度に係る関係予算をご提案しているところでありますが、制度の詳細につきましては、先の佐藤智之議員から、同様の趣旨のご質問をいただきお答えを申し上げたとおりですので、何卒、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、地域産業の振興についてお答えします。

まず、私の考えている地域産業とは何かというご質問ですが、地域の産業にもさまざまな分野があり、その構造も展開方法も、そして実際に携わっている部局も多岐にわたっておりますことから、ひと言でお答えするのはたいへん難しいところでございますが、各産業に共通して言えますことは、住民の暮らしを支え、地域社会の活力を生み出し、また行財政の基盤となる重要な産業であると考えております。

したがって、地域産業の振興は、自治体にとって最重要課題の1つであることは論を待たないところであると認識いたしております。

次に、2番目と3番目を一緒にお答えをいたします。各産業の現状についてのご質問と、支援策をどのように進めるのかのご質問については関連しますので、併せてお答えいたします。

ご承知のとおり、本町の基幹産業は農業であり、農業を取りまく現状には厳しいものがあり、遊休農地の拡大や後継者不足などが問題となっていることから、今後とも集落営農組織づくりに取り組んでいく必要があると考えております。

また、農業の振興を図るため、認定農業者の育成を進めるとともに、後継者育成や新規参入農家など担い手育成によって、豊かな地域農業を推進することが重要であると考えます。

次に水産業であります。本町の漁業は定置網漁や刺網漁などを中心とした沿岸漁業であります。漁業協同組合員の皆さんが、水産資源を維持するため自ら実施した資源調査結果をもとに適正な漁獲方法を決定するなど、積極的な資源管理に努められておられるところでありますが、自然を相手とする産業であるため資源の変動により収入が左右され、加えて近年の燃料高騰により不安定な漁業経営を強いられているものと認識いたしております。今後とも、漁業就労者の高齢化や後継者不足に対応するための生産基盤整備、生産体制の合理化などを推進し、漁業経営の安定化を図っていく必要があると考えます。

次に、商業につきましては、車社会の進展や近隣への大型店舗の進出、さらには消費者の購買欲求の変化などにより、消費者の町外流出傾向が顕著となっているのが現状であります。町としましては、商工会などへの支援を継続するとともに、引き続き中小企業の運転資金・設備資金の融資制度の活用を金融機関などと連携しながら進めてまいります。また、地場産品の販路拡大などを図り、地域に根ざした経営を支援して参る所存であります。

工業振興については、既存企業の振興策と同時に、新たな企業誘致を積極的に推進し、就労場の確保に努めていく必要があると考えます。そのためには、企業活動の円滑化

を図るための運転資金・設備資金の融資斡旋、負担軽減のための対策などを充実するとともに、新たに工場を新設または増設しようとする企業に対しては、優遇措置を活用して支援してまいりたいと考えます。以上、お答えといたします。

3番（伊藤隆幸君）はい。再質問させていただきます。1点目の町内外からの交流を深める事業については、大方理解したわけでありますが、県内の産品が一堂に会する宮城フェスティバルですか、その、どのような形で、そしてその参加の内容について伺いたいと思います。

町長（大條修也君）はい。担当課長の方から説明をいたさせます。

産業振興課長（齋藤忠男君）はい。議員さんのお聞きになったのは、仙台宮城デスティネーションキャンペーンのことだと思いますけれども、（「違う」との声あり）

議長（岩佐 隆君）すいません、もう1度質問させますから。

3番（伊藤隆幸君）はい。農産物や水産物など地場産品の販路拡大の方策といたしましては、食材王国宮城の集い、県内の産品が一堂に会する宮城フェスティバルに参加し、ってどうということなんですか。ものを売るっていうことはわかるんですが。

町長（大條修也君）はい。担当課長の方から説明をいたさせます。

産業振興課長（齋藤忠男君）はい。議員さんのおっしゃっているその事業の内容でございますけれども、おそらくは県の方でやっている事業の中にそういうことがございます。それで、山元町としましても、いろいろな形で地元にある地場産品を各県の方で主催するそういった、何ていいますか、宮城県の地場産品を広く売る機会がございますので、そういった形の中にどんどん山元町としても地場産品であります、たとえばイチゴだけではございませんので、加工品なりそういったものが参加してございます。以上でございます。

3番（伊藤隆幸君）はい。観光の振興対策についてお聞きしますけれども、山元町、角田、それと亶理町、1市2町で構成しています四方山観光協会ですか、今年のどんな整備をなさるつもりか敢えて伺います。

町長（大條修也君）はい。この件に関して担当課長の方から説明をいたします。

産業振興課長（齋藤忠男君）はい。四方山観光協会につきましては、事務局は角田市が事務局でございます。それで、構成としましては、角田市、当山元町、それから亶理町で構成してございます。それで、主な内容でございますけれども、四方山の展望台等があるいはそういった休み屋、そういったものがございまして、四方山のそういった景観形成等に対してそのような形であそこの整備を1市2町で行なっております。以上でございます。

3番（伊藤隆幸君）はい。今年はどういう形で進めるんですかということでお聞きしたんです。

町長（大條修也君）はい。課長に答弁させます。

産業振興課長（齋藤忠男君）はい。たいへん失礼しました。その四方山観光といいますと、人を呼ぶってというか、そういった関係がございますけれども、四方山観光協会の方ではあそこにある展望台、それから去年でありますと例えばポンプの修理、あそこの上に登って行きますと水、手洗い場等がありますので、そういったものを整備して、この、皆さんが四方山に登ったときに気持ちのいいってというか、そのような見晴らしのいいってというような形での四方山の展望台の整備でございます。

3番（伊藤隆幸君）はい。山元町にある数少ない風光明媚な場所だと私は理解します。そして私

も、今年になってから2度ほど行ったんですよ。そしたら、整備はされてます、確かに。でも、少し、もっと欲張って言うならば駐車場がほしいなって思ったわけです。そしてその、その後出てきますけれども、仙台宮城デスティネーションキャンペーン、そういう参加の仕方はどういう形で、そして駐車場ももちろん整備しなくちゃだめでしょう、これから人が来るようになれば当然駐車場も欲しいわけですから、整備する考えを、あるかを伺いたいと思います。

町 長（大條修也君）はい。この件について昨年会合を開いて出たわけなんですけど、今年、これからまた会合を開くんで、そのときにいろいろ申し上げて整備の方、検討したいと思いません。

3番（伊藤隆幸君）はい。よくわかりました。そのようにしてほしいと思ってます。3点目に移りたいと思います。同僚議員、それからいろんな、同僚議員ですね、先ほど定住促進の、向けての補助金、内容は伺ったわけですが、私から角度を変えて質問したいと思います。公金を支出するわけですから、条例を、何なりを整備しなくても構わないのかを伺いたいと思います。

町 長（大條修也君）はい。この経過については、担当課長の方から説明をいたします。

企画財政課長（島田忠哉君）はい。補助金制定の必要性はないかというお尋ねというふうに理解をさせていただきます。この山元町定住促進事業補助金につきましては、補助金の交付であるというふうなことでございます。法的な観点におきましては、補助金支出の根拠は自治法でございます。自治法におきますと一般的な通則、こういったものについては各規則で定めているというなのが自治体の通例でございます。国におきましても、補助金適正化法を受けまして、個別の補助金につきましては、補助金交付要綱で定め執行している状況にあります。本町におきましては、ご承知のとおり山元町補助金交付規則がこれに該当します。これが一般的な通則を定めている部分でございます。各個別補助金につきましては、要綱で定めているというふうな状況でございます。したがって、当該定住促進事業に係る補助金につきましても、補助金交付要綱に基づきましての支出というふうなことを想定してございまして、これの施行日につきましては、本年4月1日からというふうなことで現在計画しておりかつ予算提案をさせていただいているところでございます。

3番（伊藤隆幸君）はい。せっかく町長の具現化、公約の具現化に向けて、そして制定したわけですから、なんであの20年4月1日なの、そして終わりが25年3月31日ですか、その期間を設けたわけですか、その考え方について、質問いたします。

町 長（大條修也君）はい。いま5年というお話なんですけど、やはり5年がよろしいんではないかということで、事業の成果を出すためには、5年が必要ではないかということでございまして5年にしたと思えますが。

3番（伊藤隆幸君）はい。5年って限定したわけですが、定住、促進、補助金ですか、これね、25年で切ってっていうか、人はあの、来れば来るほど今から少子高齢化も進みますから、なんで5年、その根拠っていいですか、そのへんの考え方を伺いたいと思います。

町 長（大條修也君）はい。担当課長の方から説明をいたさせます。

企画財政課長（島田忠哉君）はい。なんで5年なのか、いうふうなことでございます。5年につきましては、ただいま町長が申しあげましたように、5年が適当ではないかというお考え、町長、ずばりそのものをお話したものですから、若干補足をさせていただきたいと思えます。5年の考え方につきましては、町長の公約の中で合併を目指すというふうなことをその背景、要因となっているところでございますが、激動する社会情勢、とりわけ将来が、先行きが懸念される財政状況において、その定住対策補助金の効果を見極めながら、また本町の財政状況、これの中で対応が可能かどうか、また想定される、当初、制度設計にあたっての想定どおり効果が発揮できない、もしくは社会情勢の変化によって制度を見直すということの必要性もあるだろうと、したがって、あまり長期にわたるのは好ましくないのではないかというふうな考え方が1つございました。そういった意味合い等もありまして、町長にご相談を申し上げ、5年が妥当だというふうなご判断をいただきこのような形になった次第でございます。当然この間における状況変化に対しても、状況を勘案しながら見直しは当然のこととございまして、したがって、5年間、それを要綱で定めた柔軟性というふうなものもその要綱規定での1つの要因であるというふうなことを申し添えさせていただきます。以上でございます。

3番（伊藤隆幸君）はい。町長の今度の町づくりについては理解しました、大方で。そしてあの次に移りたいと思えます。地域産業の振興で、町長の考えている地域産業は何か。これはさっき、説明で答えてもらったんで、大方は理解したつもりですけども、各産業、現状については、これも、大方では現状、苦しい、そしてあの厳しい。同じようなことですけども、理解したつもりです。支援策はどうなっているってということで、改めてお伺いします。あの商業振興ということで、総合計画では商業環境の整備とありますが、産業振興計画を策定し商店街、商工会及び市の活動方針を確立すると。市というのはデザインワークショップだと思うんですけども、これ、半分、大分、してるわけですけど、さらなる支援は、伺う、支援は考えているのかを伺います。

町長（大條修也君）はい。内容については、担当課長の方から説明をいたします。

産業振興課長（齋藤忠男君）はい。市の拡大等でございますけれども、ただいま当町にとりましては、6月はイチゴの方のふれあい市、それから11月についてはりんご等のふれあい市、それから大きくは地域振興の協議会の方では、3月にはほっき祭と。山元町のメインとなる農作物は、3点ございますけれどもこのような形で進んでございます。今後とも当然でございますけれども、地元の直売所なり、今後この議会の方でご提案申し上げますけれども、夢いちごの郷の指定管理者等もございますけれども、そういった形での地場産品の拡大は図っていききたいと、そのように考えてございます。以上です。

3番（伊藤隆幸君）はい。大きな括りで農業の振興ということで、お聞きしますけれども、新しい農業の展望ちゅうことで総合計画にありますけれども、地域の実情に応じた土地利用を推進するとともにふれあい農業、観光農業への取り組みを検討すると。どういう検討をなされたのか、敢えて伺いたいと思えます。

町長（大條修也君）はい。担当課長の方からお答えいたします。

産業振興課長（齋藤忠男君）はい。あの、担当課といたしましては、課の中ではやはり今後、前からそのようなお話が出ていますとおり、例えば貸し農園とか、そういったのは後は遊

休農地等を見つめながら、そういった事業は進めなくちゃだめだべなと、いうふうな形では考えておりましたけれども、そう全体としての振興はいまのところはございませんでした。担当としてはそのような形で、表舞台にはぜひ出していきたいなと、そのように考えてございます。

3番（伊藤隆幸君）はい。この農業問題、これ地産地消考える意味で、そしてそれ、あのだいぶあの大きな問題なんですよ、いま退職してその皆さんが、日本人は農耕民族でありますのが、農に親しむ。そしてあの、そこで耕して、土作りにね、何ていいますか、だいぶそういう需要があります。だから町でその貸し農園なり、観光農園なりを作ってそして整備する考えはないかを伺います。

町長（大條修也君）はい。いま本当に減反政策等で、空いてる土地が多くなっているというところでございますので、私としても、この町に適した作物というようなものを私なりに考えておるんですが、まずもって、こういうもので空き地を埋めていかななくてはいかん、野菜でも何でもここでできるものは大いに作っていかなくちゃいけないんじゃないか、特にいま中国の餃子問題でああいうものに使う材料とかですね、そういうものを国内で作って、国内で餃子を作っていけばいいじゃないかというような、私なりの単純な発想でございますけれども、とにかく土地を空かせるということはもったいないですし、田畑も空ければ空けるほど地力がなくなってくると、こういうことも考えますと、バイオエネルギーに使う材料、いろいろあるようですけども、そういうものでも何でも、何か作っていったらいいんじゃないかなということを考えているところでございます。

3番（伊藤隆幸君）はい。私はそういうこと質問したつもりじゃございません。あの、退職者にあの、農地を提供、あの貸し農園なり何なりを提供するような方策を進めてくださいと言ったつもりなんでね。

町長（大條修也君）はい。これから十分検討してまいります。

議長（岩佐 隆君）3番、伊藤隆幸君の質問を終わります。

議長（岩佐 隆君）本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。暫時休憩します。再開は4時とします。

午後 3時50分 休憩

午後 4時 1分 再開

議長（岩佐 隆君）再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。代表監査員阿部武郎君から、退席する旨の申し出がありましたので許可いたしました。引き続き一般質問をおこないます。

議長（岩佐 隆君）8番、遠藤龍之君の質問を許します。遠藤龍之君登壇願います。

8番（遠藤龍之君）はい。2008年第1回議会定例会にあたり、町民の皆さんが要望する当面の諸課題を始め、今後の町づくりに関わることなど町政全般にわたり一般質問を行い、町長の所見を伺うものであります。

1件目は後期高齢者医療制度の実施にあたってという質問であります。後期高齢者医

療制度が4月から導入されようとしておりますが、この制度は75歳以上の人を後期高齢者と呼んで、他の世代から切り離し、際限のない負担増と差別医療を押し付ける内容といわれております。75歳以上の高齢者に新たな負担が生じること、低所得者への配慮が欠けること、後期高齢者の医療が別建てにされて年齢による差別と医療の質が低下する懸念等が指摘されており、制度の実態が知られてくる中で高齢者、国民、自治体、地方議会、医療関係者などからこの制度への危惧と批判が強まり、実際の運用にあたる地方から制度の抜本改定と4月実施の中止を求める声が急速に広がっております。中止撤回、見直しを求める地方議会の意見書は、全国で500を超え、本県でも3分の1を超える市町村で採択されており、この制度実施にあたって住民の暮らしと健康、命を守るための町の対応が強く求められております。そこで次の点についてお伺いします。

1点目は、この制度をどのように受け止めているか、2点目は町独自の保険料等、負担軽減を図る考えはないかを伺います。3点目は資格証の発行をやめる考えはないか、4点目健康診断の対応について、お伺いします。5点目は葬祭費を現行の国保並にするための助成等は考えられないかお伺いします。6点目は国庫負担の抜本増を求め国に働きかけることを求めます。

次に2件目の質問に移ります。町長の町政に取り組む姿勢についてであります。町長就任後1年が経過し、今年度の予算案は町長自ら予算編成に取り組まれたことと思われまます。その中で、内容の確認が必要なものもありますが、住民税の非課税限度額の引き上げ、学校給食費5パーセントの補助、若者の定住対策促進等、まずは公約の具現化に向けた取り組みを始められたことについては、大いに評価をするものであります。さて、これからの1年間は、公約の具現化を始め、自ら手掛けた各種施策の執行に取り組まれるわけではありますが、これらの施策を実現させる上で、また今後のまちづくりを進めていく上で何よりも必要なのは、町長の町政に取り組む姿勢ではないかと考えるものであります。そこで、次の点についてお伺いします。

1点目は公約実現に向けた考え方とその取り組みについてであります。2点目は、伊達サミット欠席の理由を諸般の事情としたことの内容についてお伺いします。

3件目の質問に移ります。町営住宅建設の取り組みについてであります。山元町総合計画、山元町住宅マスタープラン、山元町行財政改革プラン、町長の公約、そしてこの間の議会での対応の中で、山元町における若者向けの住宅を含め、町営住宅の早期建設実現への取り組みが確認され、進められておりますが、現在の取り組みの進捗状況と今年度も含めた今後の具体的な取り組みについてお伺いします。以上3件を私の質問いたします。

議長（岩佐 隆君）町長、大條修也君登壇願います。

町長（大條修也君）はい。ただいまの遠藤議員のご質問に答えいたします。

後期高齢者医療制度の実施にあたってのご質問ですが、第1点目後期高齢者医療制度につきましては、75歳以上の医療費は高齢化の進展により、ますます増加が見込まれますことから、安定的な医療を確保するためには、受益と負担を明確にし、世代間で負担能力に応じて公平に負担するということが望まれます。

本制度は、超高齢化社会及び急激な少子化の現実を踏まえ、さらに団塊の世代の方々

が高齢に達する20年、30年先を見越した改革の第一歩であるものと認識しており、かつ、保険制度は相互扶助の根幹をなすものと考えておりますことから、制度の創設についてはやむを得ないものと認識しております。

第2点目についてお答えします。

「宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」におきまして、被保険者等が災害等にあわれた時はもとより、長期入院等による著しい収入の減や被保険者の属する世帯における世帯主の収入の減を考慮し、保険料の減免規定も設けられており、本町の国民健康保険税同様、所得額等を基に7割、5割、2割の保険料軽減対策が講じられております。

なお、被用者保険の扶養者である被保険者につきましては、激変緩和措置が講じられることや、国民健康保険税算定におきましても「特定世帯」として、後期高齢者医療に移られる人数を保険税の軽減判定数に反映する等の負担増の激変措置が講じられております。

第3点目についてお答えします。

資格証の発行につきましては、県連合条例で保険料の徴収事務が町の事務となりますことから、他の租税・料金等を担当する関係各課と連絡を密に租税等負担・生活状況の把握に努めるとともに、国民健康保険の資格証発行同様、厳正かつ適切に対処して参りたいと考えております。

次に第4点目についてお答えします。

被保険者の健康診査につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合が実施主体となり、原則75歳以上の後期高齢者の健診希望者について、広域連合から町が健康診査を受託し実施することにしております。

第5点目についてお答え申し上げます。

葬祭費につきましては、お亡くなりになった方々に対しての弔意を表すものと理解しているところでございます。葬祭費の給付は社会保険等においても一律5万円と決定されており、広域連合においても5万円と決定されたものでございます。また、県内のほとんどの自治体が国保の葬祭費を5万円にしていることから、本町におきましても今議会において葬祭費の引き下げ等の山元町国民健康保険条例の改正を上程しておりますことから、本町において原則単独加算は行わないものと考えております。

第6点目についてお答え申し上げます。

新制度の公費負担につきましては、老人保健医療制度と変わらない負担率となっておりますので、宮城県後期高齢者医療広域連合や県町村会等を通じ国庫負担増に働きかけをして参りたいと考えております。

次にご質問の第2点目町長の町政に取り組む姿勢、公約実現に向けての考え方とその取り組みについてお答えいたします。

昨年3月に町長に就任し、今回の平成20年度当初予算案が、私に取り組んだ実質的な予算案であり、就任以来、1年間町政を執行してまいりましたが、三位一体の改革の影響や地方交付税をはじめ国庫補助負担金の減額など、自主財源の確保が非常に厳しい現状にあることを改めて痛感した次第であります。

このような状況において、平成20年度当初予算編成に臨み、公約の具現化に向け、限られた財源の中で、できるものから取り入れたところであります。主なものとしたしましては、税源移譲に伴う住民税の税率一元化により、税負担を余儀なくされた低所得者に係る個人住民税の非課税限度額の引き上げをはじめ、住民税非課税世帯等を対象とした学校給食費の5パーセントの補助、若者定住促進対策に係る助成金及び企業誘致を推進すべく企業立地セミナーに係る参加経費などを予算措置いたしたところであります。

今後におきましても、行財政改革プランを着実に実施に移しながら、健全な財政運営に取り組み、財政状況を判断しながら、できるものから、順次、公約の具現化に向け努力する所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、伊達サミット欠席の理由を諸般の事情とした内容についてお答えいたします。

伊達サミットは19年11月7日から8日、金曜であり出席の準備をしていたところですが、企業に係る用件が発生したためその対応のため、予定していたサミットの出席を断念し代理として副町長を参加させたのであります。首長参加のイベントに参加できず、会場の伊達市長はじめ各首長と伊達市の皆さんとの交流を楽しみにしておりましたが、欠席となり残念に思っております。

次に3番目、町営住宅建設の取り組みについてにお答えします。私自身、若者が定住できるまちづくりを理想と考えておりますが、議会初日の町長説明要旨や先ほどの佐藤智之議員の質問でもお答えいたしました。現在の財政状況等では直ちに新規住宅の建設は困難であります。しかし、人口減少を抑制しなければならないのが喫緊の課題と認識しております。現在ある町営住宅のいろいろ維持管理に努めるとともに、山元町定住促進事業補助金を活用し、定住の促進と地域の活性化を図る計画でありますのでご理解をいただきたいと思っております。以上回答といたします。

8番(遠藤龍之君)はい。肝心な点が、なんかちょっと聞き取れなかったんですけども、肝心なところといたしますか、伊達サミット欠席の理由についてなんですけど、もう1度お伺いします。明確に正確におっしゃっていただきたいと思っております。

町長(大條修也君)はい。サミットはですね、昨年の11月7日から8日、木曜日ですね、それで、出席の準備をしていたところですが、企業に係る用件が発生したためその対応のため、予定していたサミットの出席を断念し代理として副町長を参加させたのであります。ということです。

8番(遠藤龍之君)はい。いまの答えでもちょっと、理解できないんですけども、前に進みます。1点目につきまして、お伺いします。この制度に対してなんですけど、町長はこの間のその議会の中で、町村長運営委員会かな、私正式名称ちょっとつかんでませんが、その場で積極的に発言すると、こうした負担軽減については積極的に発言すると、この場でお約束されてたんですけど、その件についてお伺いします。どのような行為行動を、あるいは発言されたか伺います。

町長(大條修也君)はい。あの時はまだ、私の発言の場がございませんでしたので発言しておりません。

8番(遠藤龍之君)はい。発言の場がなかったって、市町村運営委員会の中で参加したんですか、しなかったんですか。

町 長（大條修也君）はい。参加しております。

8 番（遠藤龍之君）はい。参加されたのに発言なさらなかった、できなかったのはどういうことですか。

町 長（大條修也君）はい。それは会議の成り行き上だと思うんですが。

8 番（遠藤龍之君）はい。ですから積極的に発言するって、言ってるんですよ、9月議会で。そういうことも含めて。ですから人を掻き分けてでも発言しなくちゃならないという立場にあるんです。そういうお約束をしたんです。ですから私、確認しているんです。

町 長（大條修也君）はい。タイミングがありまして、できないこともあります。

8 番（遠藤龍之君）はい。それではしなかったと、お約束をしておいてできなかったということだと理解いたします。次、町独自の保険料負担軽減、図るつもりはないということなんです、これ以上の減免対象、減免策がとられているということなんです、7割5割2割軽減策、あるいは凍結の対象者についてお伺いします。何名か。

町 長（大條修也君）はい。担当課長の方からお答えさせます。

保健福祉課長（島田定一君）はい。一応後期高齢連合会の方に示した数値、去年の12月現在ですけど、7割5割2割軽減が1,114人でございます。75歳以上の対象者が2,817人です。以上でございます。

8 番（遠藤龍之君）はい。あと、保険料の普通徴収者についてお伺いします。

町 長（大條修也君）はい。担当課長の方に答えさせます。

保健福祉課長（島田定一君）はい。ちょっと正確な数字っていうのは、手持ちにないんで、だいたい800人程度という部分で見込んでおります。以上でございます。

8 番（遠藤龍之君）はい。あの前の普通徴収者について、前の、128人、それはいいです。800人からいるということですね。800人という数字なんですけれども、この普通徴収者の方々の内訳といいますか、これは言われているとおり18万以下の方々が対象かと思うんですが、その800人の方々が、いい、わかりました。質問変えます。かなり先ほど、ふつう、軽減者が1,114名、約半分が軽減者というふうな状況だということですが、この中でも7割軽減あるいは2割軽減、実質7割軽減ではじめて軽減、楽になるというようなのが実態ではないかと思いますが、その他の人は1,400、500円、あるいは2,400円、そして普通に3,230円、払う人が相当なのかなというふうに受け止めております。そしてこの点につきましては、前にもお話しておりますように介護保険料も合わせて徴収されると。しかもこの方々は、天引きされると、そうすると金の使い方、計算できない、黙って6,000円あるいは7,000円、差引かれて入ってくるというふうな状況なんです、これらの人、決して負担が軽いというふうに思えない状況にあるんですが、町長はこのへんの負担の、こうした方々の負担をどのように受け止めているのかお伺いします。

町 長（大條修也君）はい。やはり、負担増というのは厳しいもんだというふうに考えております。

8 番（遠藤龍之君）はい。そのたいへんだという気持ちが、たいへん重要なことなんです、そういう町長の思いをですね、少しでもこの方々に対しての負担をね、少しでも下げる、軽くしてやるというようなことでこの町独自のですね、保険料軽減を図る考えはないか改めてこうした実態を見た上で、そのお考えについて伺いたいと思います。

町 長（大條修也君）はい。現状は財政問題いろいろございまして、本当に下げれるもんなら下げたいと考えております。

8 番（遠藤龍之君）はい。これもし、採用するとしたならばどのくらいが必要になってくるか、という点について、もし試算していればいいんです、用意できるなら。

町 長（大條修也君）はい。これに関しては、課長の方から説明をさせます。

保健福祉課長（島田定一君）はい。試算はしておりません。ただ、その軽減の部分につきましては一応、均等割額が後期高齢の分で38,760円ですか年額、その7割軽減ということで、1,000円未満くらいになるのかなと、11,000くらいかという部分で、それらの何割を軽減するか、もしするとすれば今後検討していきたいというふうな考えでございます。以上でございます。

8 番（遠藤龍之君）はい。これ見方なんですけどね、いまの話ちょっと、1,000万あるいは何百万、あればある程度の対応はできるのかなというふうにみられるわけですが、これはいつまで経っても答えが出てこないということで次にいきます。3点目の資格証についてなんですけど、この、先ほど普通徴収者800名という数字が出ましたが、これらの方々はその対象となると思われますね。あとは天引きですから滞納ってということありませんから、これらの方々の生活実態ってというのは、年間18万、月15,000円で生活されているの方々。そしてこれらの方々からも保険料は徴収される。これらの方々は何らかの理由で滞納したりすると、即、資格証、保険証が取り上げられる、いう事態になるわけなんです。いろいろ他のケースといろいろ聞いてもあれなんで、この資格証が発行されたときにどういう状況が起こるかということについてお伺いします。

町 長（大條修也君）はい。ちょっとわかりません。

8 番（遠藤龍之君）はい。わからないじゃ困るんですよ。あのですね、非常に重要な制度なんです。そして、先ほども発言されないのはまた仕方ない、仕方ないというよりもそういうチャンスがなかったというんで、そういう会議に出てるんです。いろんな出ていると思うんです、私わからないですが、こういう制度はこういう内容ですよというのを説明受けてるはずなんです。その中でこの資格証の問題については、相当こういろんな方向から意見があったかと思うんですけど、ですからそういう場面にでていけば、あるいは当然課長からそういった、あの新制度ですから報告受けてると思うんですが、4月から実施されるんですよ、それを今この時点で知らないと言われると、私これ以上、このことについて質問、前に進まない。そうすると、対応も何もできませんよね、このことについてわかんないという。もう1回お尋ねいたします。

町 長（大條修也君）はい。課長の方から答弁願います。

議 長（岩佐 隆君）町長がわかってるかどうから、町長、もう1回答弁を。

8 番（遠藤龍之君）わかった。わからないということですので、それでは私、お話しします。資格証が発行されると、これらの方々には窓口医療といいますか、お医者さんにお金払うとき全額払わなきゃならないんです。15,000円しか月々ない人が、15,000。1,000円でも10,000円払わなくてねえ。3割、んだね、1,000円でも、窓口本来1,000円なのは、10,000円払わなくてねえ。15,000円ですと。10,000円払えかっていうことになるんですが、何をいいたいかっていうと、命に関

わる問題が想定されますよということなんです、ということまでわかったときに、このことについてどう思われるかお伺いします。

町長（大條修也君）はい。これは命に関わることだと感じています。

8番（遠藤龍之君）はい。そのとおりなんです。本当にこのことは、ですから私いまこう、それでこの資格証の発行をやめる考えはないかということで先ほどお尋ねしたんですが、その件については先ほどはその考えはないというような、前後との関係ですね、というお答えだったんですが町独自でですね、こうした方々を救うもしでてくればですね、救う手立てというものを考える考えはないか、お伺いします。時間、時間、タイムキーパー、時間過ぎてっと。

町長（大條修也君）はい。タイムイズマネーですか。そういう事例が出た時点でですね、改めてよく検討いたします。

8番（遠藤龍之君）はい。あの、そういう事態がでてからでは遅いと思うんですが、このことについて時間もあれですし、ぜひこの対応について引き続き、責任を持って対応していただきたい、いただくことを求めます。ということで、次に移ります。次、葬祭費、現行国保並み、8万円から5万円、8万から5万に引き下がるということなんですけど、このことについてどのように思われますか。

町長（大條修也君）はい。5万円に下がるということは、各市町が5万円ということになっておりますんで、我々もそれに倣わざるを得ないと思います。

8番（遠藤龍之君）はい。そのことをわかって、先ほど答えもらったから、わかって、8万から5万になることは、サービスの低下につながることはないかということなんですけど、その件について、町長のお考え。

町長（大條修也君）はい。周りの市町村がそうになっておりますので、仕方がないというふうに思っております。

8番（遠藤龍之君）はい。サービスの低下になったがどうかということ、そのお考えを伺っている、ただそうだということではなく。

町長（大條修也君）はい。3万円のサービス低下ということは、残念ながら仕方がないなと私は思いますね。

8番（遠藤龍之君）はい。仕方がないとかあるとこつつう話じゃないんですけど、町長としてサービスが低下したのかしなかったのか、私は先ほどどっからみてもサービスの低下という現状ですから、これだけのことなんですけど、それ以上のことはもう答えはないと思いますので、2点目、町政に取り組む姿勢ということについてなんですけど、先ほど来、お話が出てました太いパイプの件なんですけど、町長は公約で、5つの重点政策で、財源確保のための国、県、経済界とのパイプを太くしていくというようなことを、公約として掲げられこういった姿勢でいま臨んでいるということなわけですが、これ12月議会でちょっと最後の方、時間で答えがちょっと曖昧になった部分なんですけど、全国町村長大会でこの、町長の意見交換会、これに出席されましたかと言ったときに出席しましたという答えだったんですが、これももう1回確認とりたいと思います。

町長（大條修也君）はい。ちょっと今、全部出席しておるつもりですから出てると思います。

8番（遠藤龍之君）はい。あのこれ非常に重要、この場での発言っていうのは、非常に、簡単に

変えられる発言じゃないですからね。あと勝手に、勝手についていうか、結局間違えましたってというような、といいますのは、出席したかどうか出席、それで議論っていうか、それで前に進んでいく話になるわけで、それでもう1回確認します。

町長（大條修也君）はい。ちょっと、出席したか否かっていう、変えられないとなるとちょっとうる覚えですので、はっきりと申し上げられません。

議長（岩佐 隆君）暫時休憩します。確認してください。

午後 4時38分 休憩

午後 4時45分 再開

議長（岩佐 隆君）再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。町長、大條修也君。

町長（大條修也君）はい。今、遠藤議員から言われたこと、私は大会には出ておりますんですけど、夜の部というのがよく聞こえなかったんですね、夜の部の方は私は出ておりません。それだけ申し上げておきます。

8番（遠藤龍之君）はい。私も、夜の集会に出ることが云々と、私自身もあれなんですけど、それはおいておいて、ただ先ほど来、太いパイプを強調されておまして、このパイプを太くして事業を進めていくという方針、そういう政治姿勢、いうことであるということ、そういうことだから今確認しているんですけど、この場面ってというのはね、直接そうした太いパイプっていいですか、太いもの、そこに集結してる場所なんですね、県会議員とか、先ほど来言ってる、ここには知事さんもいたようなんですね。宮城県知事さんも。そのときにはもう、自由にもう訴えられるいい機会だと。これまでに毎年かどうかはわかりませんが、そういう機会をとらえて、町の事情を訴えそして町の力にしてきたという場なんです。そういう場であるということ、まずご認識されていたかどうかお伺いします。

町長（大條修也君）はい。認識しております。

8番（遠藤龍之君）はい。そうずっと、認識されているならば、特に重要な場所だと認識されている。でしたら、せっかく東京に行って、その場所でやってるはずなんですけども、同じ場所で。なぜ、欠席されたのか伺います。

町長（大條修也君）はい。また、お叱りをうけるかもしれませんが諸般の事情でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。これは、公務ですか。確認します。

町長（大條修也君）はい。公務といえば公務。直接のこの町に関係する公務ではありません。公務ということは公務なんです、私にとっては。

8番（遠藤龍之君）はい。これちゃんと説明できる方、この日の行動について説明できる方、そこまで公務かどうか確認したいと思います。答えられる方で結構です。

町長（大條修也君）はい。この件について総務課長の方から説明いたします。

総務課長（齋藤邦久君）はい。11月28日の全国町村大会の日程でございますけれども、日程としましては、28日のお昼からNHKホールで全国町村会の町村長の大会がございまして

て、各町村の要望等の決議を行ないます。そして、5時から宮城県市町村会、県選出国會議員との意見交換会、いわゆる夜の部ということで、ここで宮城県知事もいわゆる来京といいますか、東京の方に上京いたしまして宮城県選出の國會議員との意見交換会を行なったということです。これが町長からの公的、私的の判断ということになります。翌日は、9時半から宮城県選出國家議員に対する要望活動ということで、翌日9時半から各議員会館に行って1日陳情活動を行なったというふうな、いわゆるこれは当然公務活動というふうなことになります。以上が中身の日程でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。その交換会については、公的か私的かっていまちょっと言ったんですけど、そういう判断でいいということ、なんですね、確認します。意見交換会については、公的か私的かっていうふうな説明なかったんですけど、が、その分については私的の判断で参加しないでいいということで捉えていいのか。そうであれば別にね、ことを確認する必要もないんで。そのへんを改めてお伺いします。

町長（大條修也君）はい。出欠については、強制的なものではありません。

8番（遠藤龍之君）はい。ここにいつまでも留まっていられないので、その姿勢については十分わかりました。その他の要件の方が非常に重要だったと、この町の、行ったのは公務ですからね、その集会といいますか意見交換会に出るよりも、非常に重要なところに、判断して行った、諸般の事情で。ということで行ったというふうに理解をいたします。

次に、これも公約に掲げておられるんですが、住民参加の政治を重んじということとか、人、地域を大切にすまちづくりに取り組む、という5つの重点政策を掲げておられるわけですが、これちょっと町長が考えた施策ですので伺いするわけですが、この政策の内容、我々はどのように理解すればいいのか、ここで訴えているこの内容についてちょっと基本的な考え方でいいですから、このことについての町長のお考えを伺います。

町長（大條修也君）はい。この5点については、私の公約でございますから、たいへん大事なものと考えております。特に他にはございません。

8番（遠藤龍之君）はい。何もございませんと言われますと非常に困るんですけども、といいますのは、先ほどの説明の中でも会合出席云々の中でも、先ほどもあったんですけど住民との協働のまちづくりということで取り組み、その中で会合云々という先ほどの言葉もちょっとびっくりする言葉だったんですけども、会合に出るばかりが云々という言葉ですね、そのへんを実は私も聞きたかったわけでありまして。と言いますのは、これ本当に一部かもわかりませんが、町長、町民の方から町長の顔が見えないという声が出てきているという、これはまだまだですね、町長がこういった施策方針を掲げていながらそういう、忙しくて町民の中、あるいは地域の中に入って、入りきれていないのかなと言うことの結果、なかなかほれ町長の顔が見えないといったようなことになるのかな。とみられるわけですが、この件について、先ほども質問が出ましたけれども、ちょっと先ほどの確認したいんですけども、本当に会合出席は、先ほどの対応をもう1度確認しますけれども、そういうことでいいんですね、町民の中に入るといいますか、会議会合に出席することについて、全てが云々という言葉、そういうことでそのまま受け止めていいんですね、確認したいと思います。

議長（岩佐 隆君）遠藤議員、そこのところきちっと質問として出してください。

8番（遠藤龍之君）はい。先ほど協働のまちづくりということで、なかなかほの、顔を出さないんではないかという質問に対して、会合にいろいろ出ていないという質問に対して、という質問だったかなと思うんですが、その際に会合に出ることが全てではない、会合に出る出ないでいろいろ評価されても困るといったようなご発言がなされたかと思うんですが、そういうことでよろしいんですかという確認。

町長（大條修也君）はい。会合に出てない、出てないっていても、そんな全部出てないわけじゃない、半分以上は出ているわけですから、出らんないのと出られるのとあるわけですから、それをどう認識されようと、これ私、どうにも仕方ない。

8番（遠藤龍之君）はい。いいんです、それで。会合に出るだけが仕事でないというふうには、私も、出られないときは出られないで当然ですから。そこでお伺いしますが、町長自ら招集した、これ、いいか。なかなかたいへん。では、先ほども出ましたけれども、土日の日程がなかなかその見えないという、先ほどちょっと、先ほどの質問で見過ごしてしまった感があるんですけど、この間の土日の日程ってどうなっているのかをお伺いします。そういった土日に会合があったときの出席の有無ですね。

町長（大條修也君）はい。土日、土日とおっしゃいますけども、先週の土日は出ておりますし、その前、1回は空いておりましたけれど、その先の2週にわたって土日は全部出ております。

8番（遠藤龍之君）はい。それではそのように受けたまわっておきます。あと、諸々確認されたとき、いや違うがうたうたいうふうにならないように、そのへんは確認をしておきます。

さて、時間もあれなんですけど、先ほどの伊達サミットの件についてなんですが、2回もお話されたんですが、それどもちょっと聞き及んでるんです。企業の云々、企業の係りによって、というような企業に係る要件ですか、というような、その企業に係る要件ってどういう内容ですか、お示してください。

町長（大條修也君）はい。企業誘致まではいきませんが、それと関連してですね、相手から、こっちの申し出に対して相手がお会いしたということで欠席したわけでございまして、別に大意はございません。あくまでも、企業の方とお会いをしたという、こういうことでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。あの、そうなるもまた聞きたくなるんですけど、どのような企業で、いつ、どこで、どの場所であったかお伺いします。

町長（大條修也君）はい。そういうことは申し上げられません。

8番（遠藤龍之君）はい。それはちょっと留保しておきます。あの絶対この日でなければ、だめな話だったんですか。重要な伊達サミットという2日間にわたる、これもう前から決められていたその日程を崩してまで、やらなくちゃならないというのは於いておいて、その日、絶対その日でなくてはだめだったのかどうかお伺いします。

町長（大條修也君）はい。相手先の都合もありますし、プラスマイナスを考えた場合にはそうせざるを得なかったと申し上げておきます。

8番（遠藤龍之君）はい。そのくらい重要な案件だったと、いうふうに受け止めざるを得ないというか、というふうに受け止めるわけですが、その際担当課とか当然重要案件ですから、公務ですから、当然そういう体制で臨んだかと思いますが、そのへんの体制についてお

伺います。

町 長（大條修也君）はい。私は1人で行きました。

8 番（遠藤龍之君）はい。その欠席をするといった期間はどの期間なんですか、期間と伺いますのは、町長1人の判断で決めるはずありませんよね、この重要案件ね、ちゃんとした執行部いるわけですから、重要案件をどのような構成の中で決められたのか伺います。

町 長（大條修也君）はい。相手のあることでありますから、私が決めて、私が行動したということでございます。

8 番（遠藤龍之君）はい。まず、会ったこと、会ったことは於いておいて、その欠席をした、こういう人とお話をしますよと、そのため伊達サミットは欠席しますよということをごどのようなメンバーで決めたのかということをお伺いします。

町 長（大條修也君）はい。突然ですので、私の、私個人の一存で決めております。

8 番（遠藤龍之君）はい。突然って、突然ってこういうこと、この前の話では2日前というように話聞いてるんですが、十分に結論を出すのにその審議し決めるのに、十分にそれと時間があろうと思うんですが、そのへんも含めて改めて伺います。

町 長（大條修也君）はい。特に私も誰にどうのこうのということは、なかったと思いますが、それでも議長さんにも行かれなくなったっていうのは話をしましたんですけどね。（「聞こえない」との声あり。）議長さんにもお会いしたときに、急に行かれなくなったというお話はした覚えはあります。

8 番（遠藤龍之君）はい。申し訳ないんですけども、ちょっと確認したいんですけど、私に言った質問わかって、理解してますか。まず、行かない、突然そういう話出てきて伊達に行くより重要な話が生まれて、そして行かないというふうに決めただけですけど、それを決められた際、1人と言ったけど、これは是非重要案件ですから正式な構成メンバーの中で、判断され決められなくてはならない。公務ですからね、ということで改めて伺います。よろしく願います、ご答弁。

町 長（大條修也君）はい。私が判断をしたしまして、副町長が私の代理で出たということでございます。

8 番（遠藤龍之君）はい。今度、じゃあ副町長にお伺いします。こういう問題は、いま言ったような町長の判断で決められることなんですか、そのへん伺います。

副町長（佐藤義郎君）はい。いまお話ありましたけれども、伊達サミットの件につきましては、過日も申し上げましたように、町長は3日ほど前まで行く準備で資料の検討等はしておりました。しかし、私の記憶で2日前ですか、この日はこういう要件が出て出席しなくてはならないと。そういうことで、急だけど都合つけて参加せよという私は命令をもらいまして、参加した次第でございます。以上でございます。

8 番（遠藤龍之君）はい。そういうことが、町長判断だけで決められることかどうか、と言いますのは、併せてありますのは、重要案件だと、企業トップと会うね、たぶん企業誘致という話になるんだと思うんですけど、という重要な案件、話ですよ、それらがそっちの方を蹴って、蹴るほど重要なもの話、その決断を出すときにそれはそんなものでいいかどうかを副町長にお尋ねいたします。なかなか町長さん、答えられないもんですから。

副町長（佐藤義郎君）はい。私は最終的には、町長の命令で行って来いと、こういうことで命令に従って行動いたしました。

8番（遠藤龍之君）はい。改めて聞くんですが、公務ですよね、何回も聞くんですが、そこまでして大事なものだ、と改めて聞きます。どのような企業で、どのような内容を話したのか。公務ですからね。また、その話をした日時と場所と相手と、明確にしてください。これ、重要な問題ですからね。

議長（岩佐 隆君）町長、答弁については誠意をもってしてください。

町長（大條修也君）はい。まだ決定したわけではありませんので、先方のことも考えお名前も一切申し上げません、られません。

8番（遠藤龍之君）はい。これは企業誘致の話ですよね。それ先ほどチラッと、企業トップという言葉が出ましたので、そう憶測、推測しながら話をしなくてはならない。非常に厳しい辛い立場であるんですが、その際当然、担当課長にその話してるんですよね。確認しておきます。

町長（大條修也君）はい。担当課長には話はしておりません。

8番（遠藤龍之君）はい。先ほどもこの話、同僚議員の話の中で、担当部署をおいて対応する、積極的に対応していくというふうに体制を決めてるんですよね。それはもう町長の公約実現のための政策の1つとして、当然そういう重要、そして今度は名古屋セミナー云々という話もしているわけですよね。当然、本気になって進めるのであれば当然、その関わりのある担当課には当然話して、担当課はまだ秘密事項だからね、それ言うなといえればそれで済む話であって、そういう話、逆に担当課長にお伺いします。そんな話、その当時あったかどうかお伺いします。

産業振興課長（齋藤忠男君）はい。町長の答弁のとおりございません。

8番（遠藤龍之君）はい。それでは、角度を変えてといいますか、というよりも、それではなぜお話にも名前を、その時の、一時の行動が明確にされないのか、その理由について、納得のいくような説明をお願いします。理解できるね。

町長（大條修也君）はい。こちらからアポイントをとって向こうの返事をいただいたということでございますから、相手のことをいちいち今のところは決定したわけでないの、何度言われても申し上げられません。

8番（遠藤龍之君）はい。いま重大な発言をしましたよ。あの訂正しないでよ。こちらからアポイントをとって、そしてセットしたから明かせないと。（「いや、その日じゃないですよ、前からお会いしたいということをおいしたんです。」との声あり。）おーほほほ。ごめんなさい、失礼しました。そうずっと、前からアポイントをとっていたということならば、なおのこと、なおのことその日は外す必要があったんじゃないですか。（「いやいやお会いしたいということ、..」との声あり。）わかりやすいように説明してください。

議長（岩佐 隆君）議長を通じて答弁、発言をよろしくをお願いします。答弁については、整合性をもって答弁をすると、そういう形で執行部、心がけてください。

議長（岩佐 隆君）暫時休憩をします。

午後 5時10分 休憩

午後 5時20分 再開

議長（岩佐 隆君）再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。町長、大條修也君。

町長（大條修也君）はい。お会いした方の名前は申し上げませんが、夕方食事をしながらお話をしたということでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。それでは、その後現在まで、その話の進展具合ってというのは、どの程度まで煮詰まっているのか。ということと、当然、内部的には連絡、担当課とですね、先ほどの話の確認なんだけれども、担当課と話し合っただけで進めておられると思うんですが、そのへんの経緯についてお伺いします。

町長（大條修也君）はい。その後については、まだ土地の問題がございまして相手との折衝はお待ちいただいているというところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。ですから、その進めていくに当たって、当然、相手方からはお話がなくても、当然、目の前に来たお話かと思うんです、お話聞けば、重要な件ですから、当然先ほど、土地の整備もしなくちゃならないとかいろいろ、先ほど別な関係でいろいろお話してましたけども、そのようなのを目にしている話だったら、当然、これまた秘密っていうんでしょこれ、当然、担当課ともタッグといいますか、共同での進め方があったかと思うんですが、もう2か月、3か月くらい経つんですね。そのへんの対応についてお伺いします。

町長（大條修也君）はい。そのことについては、4月に入ってから先方と打ち合わせるということを考えております。

8番（遠藤龍之君）はい。とすると、その時点については、明らかにできるということですね。そういうことを確認しておきます。

町長（大條修也君）はい。4月に入りましたら再度、折衝いたします。

8番（遠藤龍之君）はい。なんかこの話、きちっと整合性っていうか、重要なんですけども、もう目の前にきてる。だから、重要なあっちの方も蹴って、そして対応したというふうに聞こえますが、どうもそのくらい重要な話にしては、なんかのんびりしているのかなということと、その来たらすぐに対応できるように当然準備しておかなくてはならないでしょうという話なんですけども、そのための諸準備、対応はしているのかっていうことを今聞いてるんです。それは改めて聞きます。

町長（大條修也君）はい。準備をしている最中でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。誰と準備してるんですか。

町長（大條修也君）はい。庁内の職員としております。

8番（遠藤龍之君）はい。なんだかこういう質問すんの、いやになってくるんですけども、いま職員とって言いました。職員の方にお伺いしますが、そのような準備作業はされているのかどうかをお伺いします。

産業振興課長（齋藤忠男君）はい。先ほど、町長の答弁でありましたとおり、私はこの件に関しては、今のところなんらそういったご相談はございません。ただ、諸々の企業誘致に対し

ては、それはそれなりの担当課でございますので、そのへんにたいしては、やはりいろんな形で動きはありますけれども、いま議論しております日程的な関係の件についてはございません。（「休憩」の声あり。）

8 番（遠藤龍之君）はい。確認といたしますか、今の話については留保しておきます。

議 長（岩佐 隆君）賛成者がいないので動議とはなりません。

8 番（遠藤龍之君）基本的な姿勢として確認しておきたいんですけど、町長は5つの重点政策の中で、情報公開と説明責任の徹底を図るということ掲げておられるわけですが、このへんの、もう言って同じような答えが返ってくると思いますので、いま秘密にしておられるわけですが、この秘密にされる根拠というものは何をもってなりたっているのか、このへんについてお伺いします。情報公開の関係でね。

町 長（大條修也君）はい。私自身、決定できそうだという自信がないかぎり人にあまり話さない方なんです。人間、私はそういう主義なんです。

8 番（遠藤龍之君）はい。あの自信とか何とかじゃなく公務の、公務については、やはり話す、それがあの、べきだと思うことから、お話すんですが、そうずっとこの情報公開も、説明責任の徹底を図るということについても若干ちょっとぶれがあるというふうに受け止めました。それから公務についてはいずれこの開示、非開示ありますが、その場合には当然公務であれば当然開示しなければならない、ということが生まれてくると思いますが、そういうことになっていますということだけでいいですわ。

はい、次、質問変えます。住宅の建設についてなんですが、これは全く町長の基本的な考え方だけお伺いするんですが、先ほど来いろいろ皆さんから質問されているわけですが、この住宅については山元町総合計画では99年から04年までで推進、05年から10年、平成22年まで整備というふうになってます。その中でも若者住宅については、2004年平成16年には建設いうふうになっています。その実施策といたしますか、それを受けたといたしますか、山元町の住宅マスタープラン、これは先ほど来も報告、説明ありましたが、これについて言えば若者向け住宅については平成19年、07年にはもう建設完了というふうになっております。そしてまた、その間合併等々、動きがありましてその際にも示された具体的に予算措置もされた、そういう説明を受けたわけですが、併せて山元町行財政計画では平成18年検討、21年実施、一部実施、そしてこの間の議会の中では平成20年、今年度ですね、計画書の作成。そして22年、建設に着手、というようなことがいわれているわけなんです、一応こんなに明確に示されているのに今なお、その明確にできていないというのには財政という問題が挙げられますが、すでにこのことについては、もう10年以上前から掲げられていて、そのつどそのつど確認されて数字的にも具体化されているものなんです。そのことで確認したい、いったいその計画ってというのは、どういうものなのですかねという、そういうことについて、皆さんが作られる計画というものはどこまで責任を負えるものなのかについて町長のお考えをお伺いします。

町 長（大條修也君）はい。私は昨年町長になったばかりで10数年前のことはわかりません。まずこれから、この財政難の中をなんとかしたいということで今頭をひねっている最中でございます。

8 番（遠藤龍之君）はい。確かに昨年なって1年経過しただけなんですけど、この間の説明の中で山元町の総合計画等を十分認めて、それに基づいて自立プランも併せて、そして自分の公約も整合して、そしてそれぞれの諸施策を進めていくというふうに今まで言ってきたんですが、そうすると10年前に作られたこの山元町総合計画っていうのは結局は、今のところ大條さんの、町長の頭の中には、今まではあると言ってきたんですが、この若者住宅に関しては全くないということで確認してよろしいんですか。

町 長（大條修也君）はい。とにかく前向きに進めていくほかにもありません。

8 番（遠藤龍之君）はい。諸々の話、さっきながら町長の町政に取り組む姿勢、せっかくいいことをやってきてるし、せっかくいい公約を掲げているんです。それを1つ1つ、みんなの協力、協働、町民との協働、議会との協働、議会にも協力しながらと言ってるんですね、言葉で。でも、これまでの姿勢では、やっぱり一諸にってなるかどうか、やっぱりお互いやっぱり裸になってというとあれなんですけど、知らないことは知らないでいいんですけども、その取り組む姿勢を、ですから大事にしないではいけないということで今、私はいろいろ聞いている、確認してるんですけども。そのへんの姿勢が今こう、今の答弁でも見えてこないんです。残念ながら、ほんと大変失礼な話になるんですが、総合計画なり山元町住宅マスタープランなり、その他いろいろ住宅建設問題でいろいろ、そういう話があったわけなんですけども、どのような理解をしているのかをお伺いします。この2つについて。

町 長（大條修也君）はい。財政難である以上、何もできません。（傍聴席から落胆の声あり。）

8 番（遠藤龍之君）はい。今の発言も大変重要な発言だと思いますが、私はそういうこと聞いてるんじゃないんです。どのような理解、できるできないとか、やるやらないという質問してるんじゃないんです。この山元町総合計画、あるいは山元町住宅マスタープラン、そのくらい読んだかっていうと大変失礼なんで、どのくらい理解しているか、見たのかということで、ということ聞いてるんです。何もできませんとかそういうこと、求めてません。改めてお伺いします。

（「議長、後ろで騒いでんの注意してけろ」「あんたの方がうるさいべ」の声あり。）

議 長（岩佐 隆君）議場内では静粛をお願いします。

町 長（大條修也君）はい。とにかくプランとかそういうものはあるのはわかっていますけども、とにかく何もいま動けないというのが現状なんですよ、そこらへんはわかっただけじゃないんでしょうかね。ぜひ考えていただきたいと思います。

8 番（遠藤龍之君）はい。なんかそういう答えが出てくると、逆に、町長はその破綻を十分に認識してこの場におられるんでしょう。当然この場に臨むにあたっては、そのことを十分に認識してそれを立て直すということでここに来たんじゃないですか。そういう人の今の答弁は、町長答弁とは、答えとお話しととれない、受け入れられない。これ以上前に進まないんですけど、金がないからとにかくできないと、ないどこをどうすっかっていうことで出てきたと思うんですが、そしてそれが町長の仕事だと思うんですが、町長の仕事を放棄するんですか。お伺いします。

町 長（大條修也君）はい。町長の仕事は放棄しません。

8 番（遠藤龍之君）はい。ですから、町長の仕事をする上でこういうことは当然、身に付けて、

そしてこれらと町長の公約によって、あと財政問題も絡めながら、私は皆さんの言うこと全て全部やれということ誰も言うてませんよ、私も言うてません。やっぱりできるところ、町長が言うてるようにできるところから、そのなかでも何が1番、かにか1番って話もありますけれども、これは於いておいて、それをやりましょうというときに今のような答えが出てきたんでは、もうこれはちょっとこう前に進められない、非常に困ったもんだと。なんといいていいか、最後に、最後についていうとあれなんですけど、本当に決意だけは、ちょっとね、今の態度ではね、今後一諸についていうか、そういう感想はいいとして、とりあえず少なくともこの住宅の建設についてはですね、明確にこの前も、先月、前回のどごでも明確に示しておられたんですよ。平成20年度計画書作成、そして、この1番最後の最新の話なんですけど、そして22年着手と。それが、今回20年当初予算に何らそれらの内容のものが載っていない。このことくらいは、誠実に対応していただきたい。これはもう3か月前に約束した話なんですよ。その前にいろいろ、こういう具体的な計画があったと、ですからそれと確認しながらせめてそこだけは、はっきり言って計画書作成ですから予算的に予算措置というのはどれほどのものなのかということはあるんですけど、

議長（岩佐 隆君）質疑は簡明にお願いします。

8番（遠藤龍之君）んだげど、詳しくやんねどなかなか答えてけらんねがら。そういうことでその、少なくともこの住宅についての決意というか取り組みについて、確認したいと思えます。

町長（大條修也君）はい。いずれにしましても、前向きに進めております。

8番（遠藤龍之君）はい。前向きの中身について伺います。

町長（大條修也君）はい。前向きに進めていく以外何もものも申し上げられません。

8番（遠藤龍之君）はい。全然答えになってないんですけども、こういう場合議長、どうしたらいいんですかね。こうやりとりができない状況なんですけども、こういう場合議長として。わかりました。時間も時間ですから。全く納得いきませんが、一応これで終わります。

議長（岩佐 隆君）8番、遠藤龍之君の質問を終わります。答弁につきましては、明日もありますので誠意をもって答弁をお願い申し上げたいと思えます。

議長（岩佐 隆君）お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。 ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（岩佐 隆君）異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

次の会議は3月12日、午前10時開議であります。ご苦労様でありました。

午後5時39分 延 会
